

東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 横浜市西区花咲町 4-106(税理士会館内) 電話 (045)243-0521
発行責任者：会長 鈴木 崇晴 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉



(写真：大月支部・小俣 真樹 会員)

目次

● 定期大会に向けて	東京地方税理士政治連盟	会長 鈴木 崇晴	2
	神奈川県税理士政治連盟	会長 一ノ瀬 裕	3
	山梨県税理士政治連盟	会長 中込 公人	3
● 会費改定のお礼			4
● 神奈川県税理士政治連盟 第60回定期大会議案書			5
● 東京地方税理士政治連盟 第60回定期大会議案書			18
● 賀詞交歓会			28
● 東日本六税政連役員連絡協議会			29
● 後援会だより			30
● 国会議員税務支援視察			35
● 税政連だより			36
● 「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿			39

定期大会に向けて



東京地方税理士政治連盟
会 長
鈴木 崇晴

第 60 回定期大会の開催にあたり、会長として一言ご挨拶申し上げます。

本大会は、60 周年という大きな節目を迎える記念すべき大会であります。これまで本連盟の発展にご尽力いただきました諸先輩方のご労苦に深く敬意を表しますとともに、近年、税理士を取り巻く環境が大きく変化する中、我々税政連の果たすべき使命は、ますます重要性を増しております。

本連盟が 60 年という長きにわたり活動を継続できたのは、会員の皆様をはじめ、執行部役員の方々、さらには本会を含む関係諸機関の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

去年は、会員の皆様のご理解のもと、各県連において会費改定をご承認いただき、それに伴い当連盟におきましても分担金の改定をご承認いただくことができました。改めて深く感謝申し上げます。現在は、その財源を有効に活用し、会務の活性化を図るとともに、より効率的で持続可能な組織体制の構築に向けた検討を進めております。

現在、自民党税制調査会の役員になっている議員についても、後援会活動等を通じた交流の中で、我々の要望や提案に真摯に向き合っていていただいております。また、県・市への予算要望につきましても、本会担当役員と連携し、毎年一定の成果につながる親密な関係を構築しております。

今後も、このような議員との信頼関係をより一層強固なものとし、次世代へ確実に継承してまいりたいと考えております。そのためには、一般会員の加入促進はもとより、支部と後援会との緊密な関係の構築・維持が不可欠であります。税政連と税理士会が二人三脚で円滑に活動を進めていけるよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、「真の代表」を国会へ送り出すためには、後援会活動における熱意と継続的な取り組みが極めて重要であります。多くの後援会におかれましては議員との関係が良好に築かれている一方で、一部の後援会では設立後の活動が十分に行われていない状況も見受けられます。後援会を設立するだけで活動が伴っていない状況は、議員に対して失礼であるばかりか、我々連盟の支援姿勢への信頼を損ね、結果として逆効果になりかねません。

税政連の活動は、議員との信頼関係によって成り立っております。その価値をさらに高めるためにも、後援会の皆様にはより一層の熱意を持って議員を支えていただき、支部とも連携しながら、後援会参加者を含めた会員増強に努めていただきたいと思います。

このような活動を通じて税政連の存在価値がさらに認められ、要望実現への道が開かれるものと確信しております。会員の皆様方のご理解とご協力を心よりお願い申し上げますとともに弥栄を祈念して私の挨拶とさせていただきます。





神奈川県税理士政治連盟
会 長

一ノ瀬 裕

会員の皆様には平素より、神奈川県税理士政治連盟の活動にご理解、ご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

昨年(2022)の8月6日に開催されました第59回定期大会から早いもので本年もその大会準備にかかる時期となっております。

昨今の我が国経済は全品目にわたる物価高騰や賃上げに対する価格転嫁への課題、そして中東イラン情勢による原油不足・原油価格高騰・各種原材料不足など、先行きの不透明さが一段と増しています。

そのような中、高市内閣は本年1月23日開会の通常国会での衆議院冒頭解散により、本年2月8日投開票の第51回衆議院議員総選挙が行われました。

神奈川県域は税政連推薦者の内神奈川選挙区は14名、比例区は4名当選を果たしました。

税理士による後援会の皆様には強力なご支援をありがとうございました。

そして第2次高市内閣は、2月18日召集の第

221回特別国会において法律案の提出となり、2月20日に「所得税法等の一部を改正する法律案」を含む令和8年度税制改正関連法案が閣議決定のうえ3月13日に衆議院本会議で可決されたが、参議院で与党が過半数に未達であったが3月27日に暫定予算案が提出され、3月30日に可決承認されたことで31日に成立となりました。

令和8年度税制改正法案の中には、日税政が要望した「インボイス特例の経過措置の見直し」の項目が盛り込まれています。

この他、災害対応税制や役員給与税制その他の未達項目についても、継続して改正要望の実現に向けて積極的に対応していく所存であります。

税理士による後援会活動による国会議員等への陳情がいかに重要かということでもあります。

税政連活動の根幹は、支部組織の活性化並びに税理士による国会議員等後援会の拡充により支えられるものであります。

税理士政治連盟は、税理士の使命を全うするため、また税務行政その他租税又は税理士制度についての税理士会の建議権を実現するため、更なる要望活動を行ってまいります。

そして、来る8月5日には税政連第60回定期大会を開催いたします。

会場は昨年と同じく横浜ベイホテル東急です。

会員の皆様には昨年同様、ご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。



山梨県税理士政治連盟
会 長

中込 公人

会員の皆様には日頃より山梨県税理士政治連盟の活動にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

昨年の定期大会では会費の改定等は承認されましたが予算案につきましては9月開催の臨時大会で承認を得ることになり会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことの深くお詫び申し上げます。

この1年間は選挙の年でした、昨年7月の参議院議員選挙では残念ながら推薦した2名の候補者が落選しましたが新たに当選した議員1名の「税理士による後援会」が発足しました。

今年2月に行われた衆議院議員選挙においては山梨選挙区の推薦候補者2名が当選しました。

各後援会、及び会員の先生方には多大なご支援をありがとうございました。

8月21日に「令和8年度税制改正に関する要望」の国会議員秘書との懇談会、8月18日から31日に地元事務所等で山梨県関係国会議員の先生方に陳情を行いました。

新年賀詞交換会、確定申告期の税理士会の税務相談会場の視察と議員の先生本人との直接対話機会が増え効果的な活動が出来ました。

税理士政治連盟の目的は「税理士会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行う」ことです。

活動の原点は日頃の地道な活動であり特に「税理士による後援会」活動です。

議員の先生方との信頼関係を構築し税制改正要望等の活動につなげてゆくことが重要だと考えています。

本年の定期大会は6月18日(金)アピオ甲府タワー館で開催されます。

定期大会には1人でも多くの会員に参加していただき、盛大な大会にしたいと思っております。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

会費改定のお礼

神税政連 8 第 5 号

山税政連 8 第 1 号

令和 8 年 6 月 吉日

会員 各位

神奈川県税理士政治連盟

会長 一ノ瀬 裕

山梨県税理士政治連盟

会長 中込 公人

会費改定のご承認に対する御礼並びに今後の取り組みについて

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連盟の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県税理士政治連盟及び山梨県税理士政治連盟は、それぞれ開催いたしました第 59 回定期大会におきまして、会費改定に関する規約改正について、会員の皆様のご理解とご賛同を賜り、ご承認いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

本改定は、近年の厳しい財政状況を踏まえ、執行部において慎重かつ継続的に検討を重ねたうえでのお願いしたものであり、会員の皆様に新たなご負担をお願いする大変重い決断でございました。そうした中、本改定の趣旨をご理解いただき、ご承認いただきましたことは、今後の当連盟の活動を支える大きな基盤となるものであり、改めて深く感謝申し上げます。

今後は、会費の一層の有効活用に努めるとともに、税理士制度の維持・発展並びに税理士の政治的意思を適切に反映するための活動を、より一層充実させてまいります所存でございます。

また、会費改定に際しては、定期大会や各種会議の場において、「さらなる内部努力の必要性」や「組織のあり方の見直し」についてのご意見も頂戴いたしました。これらのご指摘を真摯に受け止め、神奈川県税理士政治連盟におきましては現在、東京地方税理士政治連盟との関係を含めた組織体制の在り方について検討を開始しております。

一方、山梨県税理士政治連盟におきましては、神奈川県税理士政治連盟の動向を注視しつつも、地域事情等を踏まえ、東京地方税理士政治連盟との関係については、現状維持に近い形での組織体制となる見込みでございます。

これらの検討は、神奈川県内における組織上の課題整理を通じて、組織運営の効率化を図るとともに、将来にわたり持続可能で実効性の高い政治活動体制を構築することを目的とするものであり、現時点で具体的な結論に至っているものではございません。今後、関係各位のご理解を得ながら、慎重に議論を進めてまいります。

神奈川県税理士政治連盟及び山梨県税理士政治連盟といたしましては、今後とも不断の見直しと改善を重ねながら、会員の皆様の負託に応えるべく活動してまいります所存です。

結びに、改めまして本件に対するご理解とご協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き当連盟の活動に対しご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

神奈川県税理士政治連盟定期大会議案書

第1号議案 令和7年度運動経過報告及び組織活動報告承認の件

Ⅰ 令和7年度 運動経過報告及び組織活動報告

令和7年4月 1日から

令和8年3月31日まで

1 運動経過報告の概要

本連盟は、令和7年8月6日開催の第59回定期大会において承認された運動方針及び組織活動方針に基づき、東京地方税理士政治連盟（以下、「地区連」という）及び「各税政連支部」並びに国会議員等後援会（以下、「税理士による後援会」という）との密接な連携のもと、会員相互の団結により、目標達成のための運動を展開した。

（1）選挙活動について

①第27回参議院議員通常選挙について

令和7年7月20日投開票の第27回参議院議員通常選挙に当たっては、当初4名の推薦申請があったが、被推薦者1名が出馬を見送ったため、その後1名を追加申請し、神奈川選挙区の被推薦人は最終的に4名となった。選挙期間中は「税理士による後援会」を軸として、推薦候補者4名の応援を行った結果、次の2名が当選を果たした。

【神奈川選挙区】※政党名については公示日時点の政党名

牧山 ひろえ （立 民） 脇 雅昭 （自 民）

②第51回衆議院議員総選挙について

令和8年2月8日投開票の第51回衆議院議員総選挙に当たっては、小選挙区で18名、比例代表（南関東ブロック）で2名の推薦申請があった。その後、小選挙区で1名を追加申請し、被推薦人は小選挙区19名、比例代表2名、合計21名となった。

選挙期間中は「税理士による後援会」を軸として応援活動を行った結果、次の候補者（選挙区14名、比例代表4名）が当選を果たした。

【神奈川選挙区】※政党名については公示日時点の政党名

新田 章文	(自 民)	中西 健治	(自 民)	坂井 学	(自 民)
古川 直季	(自 民)	鈴木 馨祐	(自 民)	三谷 英弘	(自 民)
田中 和徳	(自 民)	小泉 進次郎	(自 民)	丸田 康一郎	(自 民)
あかま 二郎	(自 民)	河野 太郎	(自 民)	牧島 かれん	(自 民)
山際 大志郎	(自 民)	草間 剛	(自 民)		

【比例代表】※政党名については公示日時点の政党名

笠 浩史	(中 道)	後藤 祐一	(中 道)	沼崎 満子	(中 道)
原田 直樹	(中 道)				

③地方選挙について

令和7年8月3日投開票の第21回横浜市長選挙においては、1名の推薦申請があり、令和7年10月26日投開票の第21回川崎市市長選挙においても、1名の推薦申請があった。選挙期間中は、「税理士による後援会及び推薦人」を中心として応援活動を行った結果、下記の候補者が当選を果たした。

また、横須賀支部においては、支部で2名の推薦を行う協議要請があり、支部として下記の自治体の首長選挙に推薦を行い、選挙期間中は「支部会員及び推薦人」を中心として応援活動を行った結果、下記の候補者が当選した。

【横浜市長選挙】 山中竹春

【川崎市市長選挙】 福田紀彦

【横須賀市長選挙】 上地克明（※横須賀支部推薦）

（2）重点運動について

①重点運動1 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。

（ア）会務・組織の活性化について

会務の活性化については、副会長を可能な限り各支部から選出したことにより、税政連支部長及び副会長との連携が強化され、会務運営が大きく向上した。また、規約変更に伴う会議体の見直しにより、会議運営の円滑化が図られた。

組織の活性化については、税理士会との連携強化が重要であるとの認識のもと、支部税政連活動の活性化及び会員増強について、支部長・支部幹事長会において多角的に議論を行った他、支部管理要領を新たに

制定し、本連盟との連携強化に資するようにした。

さらに、組織委員会、支部長・支部幹事長会及び財務委員会等との横断的な協議を継続し、組織の活性化を図った。

(イ) 組織の強化について

- (i) 昨年度に引き続き、各委員会において各種議論を行い、組織強化策を多角的に検討した。また、会費改定について会員の理解を得られたことにより、財政基盤が安定し組織活動の強化にもつながった。
- (ii) 後援会の総会及び役員会等に役員が出席し、活動を支援するとともに、「税理士による後援会会長・幹事長会」を開催し、組織の拡充・強化に協力した。また、各後援会へ活動補助金を交付し、財政的支援を行った。本年度 4 つの設立総会が開催され、後援会の拡充が図られた。さらに、後援会対策委員会より各後援会に対し会員増強・各種書類提出の徹底を要請した。
- (iii) 本会との共同研修会は地区連管轄のもと、令和 7 年 10 月 22 日に税理士会館 8 階において開催し、自由民主党元幹事長甘利明氏を講師に迎え、「日本経済再生への道筋」をテーマに研修を実施した。

(ウ) 財政状況と財政基盤の確立について

- (i) 従来どおり、東京地方税理士会（以下「税理士会」という）の税理士証票伝達式に毎月出席し、新規登録者に対して入会勧奨を行った。また、税政連支部長にも未加入者への入会勧奨を依頼し、組織率向上に努めた。又、年度途中における会費改定及び各税政連支部からの会費納入における協力により、年度途中での資金繰りの悪化をまぬがれただけでなく第 51 回衆議院議員総選挙の対応も行えた。
- (ii) 赤字決算の改善を図るため、前年度定期大会で承認された会費改定を年度途中より実施した。会員の理解と支部役員の尽力により大きな混乱はなかったが、令和 7 年度の会費収納率は 48.81% となり（令和 6 年度 51.92%、令和 5 年度 52.73%、令和 4 年度 54.16%、令和 3 年度 55.97%）、依然として下落傾向が続いている。今後一層の勧誘活動が必要である。

(エ) 税政連活動の広報活動情報提供について

地区連機関誌「東京地方税政連」第 106 号、第 107 号及び第 108 号の発行協力及びホームページにて新着情報として、活動報告を発信し、本連盟における税政連活動及び「税理士による後援会」の活動報告及び組織率向上に向けた広報活動を行った。

②重点運動 2 令和 8 年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業等に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。

(ア) 【令和 8 年度税制改正に関する要望の内 特に重要な 8 項目】

- (i) 消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。【消費税】
- (ii) 役員給与税制について見直しを行うこと。【法人税】
- (iii) 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。【法人税】
- (iv) 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。【所得税】
- (v) 所得税の確定申告期限を延長すること。【所得税】
- (vi) 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。【所得税】
- (vii) 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。【所得税】
- (viii) 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。【地方税】

(イ) 本連盟は、「税理士による後援会」の協力を得て、税制改正に関する要望の実現に向けて、「後援会会長・幹事長会」を開催した。また、会費改定の前でもあった為、本年については「国会議員秘書との懇談会」の開催は見合わせた。その為、後援会が陳情時に国会議員へ直接説明を行った。

(i) 【後援会会長・幹事長会】

神奈川県税政連	
年 月 日	令和 7 年 7 月 1 1 日
場 所	税理士会館 8 階
出席者	後援会・税政連 49 名

(ii) 【国会議員への陳情について】

神奈川県税政連	
年 月 日	令和 7 年 7 月 12 日～令和 7 年 8 月 31 日
場 所	各議員地元事務所等
出席者	後援会関係者等多数

(ウ) 陳情活動により次のような成果が得られた。

- (i) インボイス制度導入に伴う各種特例措置の適用期限の延長【消費税】
- (ii) 少額減価償却資産等の取得価額基準の引上げ【法人税】
- (iii) 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し【地方税】
- (iv) ふるさと納税の所要の見直し【地方税】

(エ) 消費税にかかる改正要望

令和 8 年度税制改正大綱（昨年 1 2 月公表）において、インボイス制度特例の延長については、税政連の働きかけにより、小規模事業者への配慮として、いわゆる 2 割特例に係る税額控除や 8 割控除の特例対象引下げ等の各種項目が盛り込まれた。

しかしながら、これらの特例措置は当初延長されず、令和 8 年 9 月末をもって終了予定であった。このため、地区連会長が 1 1 月 1 8 日に議員会館において自由民主党税制調査会小委員長へ直接要望を行ったほか、日本税理士政治連盟（以下、「日税政」という）及び各単位税政連役員による積極的な働きかけを実施した結果、次の措置につながった。

(i) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ・ 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び令和 1 0 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることができるとする。
- ・ 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
- ・ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。
（注）現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

(ii) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

- ・ 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。
 - イ 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで 7 0 %
 - ロ 令和 1 0 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで 5 0 %
 - ハ 令和 1 2 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日まで 3 0 %
- ・ 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で 1 億円（現行：1 0 億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。
（注）上記の改正は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する

③重点運動 3 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。

- (ア) 経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備及び税務行政の改善を図るため、各省府庁から提出される税制改正要望に本連盟の意見が反映されることを目指すとともに、税制改正大綱に盛り込まれるよう、日税政及び地区連からの要請を受け、各推薦国会議員に対して陳情活動を行い、要望実現に向けた働きかけを行った。

④重点運動 4 中小企業等の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。

- (ア) 中小企業の活性化については、税理士制度への理解を踏まえた支援施策が講じられるよう、日税政及び日本税理士会連合会の動向を注視するとともに、地区連と連携し情報収集に努めた。
また、重点運動 2 と連動し、中小企業に過重な負担をもたらす税制改正が行われることのないよう、関係各方面への働きかけを行った。

⑤重点運動 5 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。

- (ア) 税制の複雑化が進む中、税理士制度が国民・納税者から一層信頼される制度として維持・発展するよう、各党の議員連盟に所属する関係議員及び税制調査会構成議員等に対し、「税理士による後援会」を通じて法改正に関する陳情活動を行った。

⑥重点運動 6 税理士法改正に向けての議論を注視する。

- (ア) 昨年度に引き続き、次期税理士法改正に向け、日税政及び日本税理士会連合会における建議・要望を踏まえた議論の動向を注視し、必要に応じて対応を検討する活動を行った。

⑦重点運動 7 税理士の社会的地位向上に資するよう、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関（第三者機関）及び審判員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及び N P O 法人の支援に係る強力な運動を行う。

- (ア) 令和 7 年度の神奈川県・横浜市・川崎市の予算及び施策に関する要望について、各政党（会派）のヒアリングにおいて、地方公共団体に対し、包括外部監査人や監査委員等への税理士の積極的な登用を要望するとともに、各種審議会等の委員への登用についても働きかけを行った。（資料 2 P 17 参照）また、神奈川県においては、昨年度に引き続き、次のとおり要望の成果が得られた。
- (i) 「法人住民税及び法人事業税の中間還付金額を均等割等に充当する手続の明確化」要望について
 - ・御要望を踏まえ、納付書の記載例を作成すること等により対応する旨の回答を得た。なお、納付書の記載例については、令和 8 年 3 月までに作成し、県税便利帳（神奈川県ホームページ）へ掲載のうえ周知する予定である。
 - (ii) 「中間納付還付金額を均等割へ充当できることの明確化と、充当した際の通知書発行の省略を求める。」要望について
 - ・近隣都府県との対応の統一が困難であるとの見解が示された一方、本県独自の対応として、申請書欄外に充当希望のチェックボックス【充当希望・次回以降、申告書用紙等の送付を希望しない】を設ける予定であるとの回答を得た。なお、本対応は令和 7 年 11 月下旬発送分より実施予定である。（詳細は地区連広報誌第 108 号 P23 - P24 参照）
 - (iii) なお、令和 6 年より働きかけている、県立高等学校での租税教育の実施については、本会と税政連が協働し調整をし続けた結果、シチズンシップ教育の一環として、厚木王子高等学校にて、1 月 19 日（月）および 21 日（水）の 2 日間、1 学年の公共の授業において租税教室が実施された。その他、神奈川県議会議員から直接依頼があり、7 月 25 日学校法人誠心学園 国際フード製菓専門学校にて一般社団法人横浜青年会議所主催の「主権者意識向上事業 [YOKOHAMA YOUTH CLASS - 社会を知る、選ぶを学ぶ -]」内においても租税教室の開催にいたった。

このように、昨年に引き続き自民党神奈川県議団の尽力で、要望が実現した。

⑧重点運動 8 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

- (ア) 税制改正に関する要望のうち、特に重要な 8 項目の一つとして位置付け、陳情活動等を通じて、被災納税者の実情を踏まえた制度整備が図られるよう働きかけを行った。

⑨重点運動 9 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。

- (ア) 政治資金規正法に関する法改正の動向を注視し、より一層のコンプライアンスを徹底するよう周知した。

⑩重点運動 10 次期衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙への確に対応し、県税政連、後援会と連携して強力な運動を行う。

- (ア) 選挙活動については、1 「運動経過報告の概要」(1) 選挙活動のとおり、一定の成果を得ることができた。特に、衆議院議員総選挙においては、各後援会の積極的な活動により、推薦審査会の開催、推薦状及び為書きの配布等が円滑に行われた。短期決戦の中にあっても、税理士による後援会役員及び会員、本連盟役員並びに地区連役員が緊密に連携し、迅速に対応した。今後も衆議院議員総選挙においては「常在戦場」・参議院議員通常選挙においては「計画的な遂行」の認識のもと、平素からの支援体制整備と後援会活動の充実を図る。

2 組織活動報告の概要（省略）

3 各機関の審議概況（省略）

第2号議案 令和7年度収支決算承認の件

Ⅰ 令和7年度収支計算書

令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 会 費	45,060,000	42,385,000	2,675,000	
2. 寄 付 金	1,400,000	1,699,349	△ 299,349	
3. 受取利息	1,000	5,578	△ 4,578	
4. 雑 収 入	80,000	60,000	20,000	
当年度収入合計	46,541,000	44,149,927	2,391,073	
前年度繰越金	6,820,130	6,820,130	0	
収入合計	53,361,130	50,970,057	2,391,073	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	1,000,000	1,000,000	0	
会議費	2,300,000	2,113,828	186,172	
組織拡充費	120,000	89,000	31,000	
交際費	550,000	367,900	182,100	
渉外費	1,500,000	1,201,500	298,500	
議会対策費	100,000	32,000	68,000	
文書印刷費	80,000	70,813	9,187	
通信費	30,000	870	29,130	
旅費交通費	500,000	297,408	202,592	
雑費	60,000	47,850	12,150	
小計	6,240,000	5,221,169	1,018,831	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	2,700,000	2,152,166	547,834	
小計	2,700,000	2,152,166	547,834	
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費				
広報費	500,000	500,000	0	
小計	500,000	500,000	0	
(4) 寄付・交付金				
寄付金	3,600,000	3,340,540	259,460	
交付金	2,150,000	2,478,950	△ 328,950	
分担金	23,935,000	23,935,000	0	
小計	29,685,000	29,754,490	△ 69,490	
計	39,125,000	37,627,825	1,497,175	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	7,500,000	7,500,000	0	
(2) 交通費	10,000	0	10,000	
(3) 事務消耗品費	50,000	38,702	11,298	
(4) 備品等購入費	30,000	0	30,000	
計	7,590,000	7,538,702	51,298	
3. 予 備 費				
計	6,646,130	0	6,646,130	
計	6,646,130	0	6,646,130	
当年度支出合計	53,361,130	45,166,527	8,194,603	
当年度収支差額	0	△ 1,016,600	1,016,600	
次年度繰越金	0	5,803,530	△ 5,803,530	

正味財産増減計算書令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	0	
増加額合計		0
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	1,016,600	
減少額合計		1,016,600
当年度正味財産増加額		△ 1,016,600
前年度繰越正味財産額		6,820,130
当年度正味財産合計額		5,803,530

貸借対照表

令和 8 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	0
1. 現 金	223,506		
2. 普通預金	2,580,024	II 固定負債	0
3. 定期預金	3,000,000		
流動資産合計	5,803,530	負債合計	0
		III 正味財産	
		1. 正味財産	5,803,530
		(うち当年度正味財産減少額)	△ 1,016,600
資産合計	5,803,530	負債及び正味財産合計	5,803,530

財産目録

令和 8 年 3 月 3 1 日現在

資産の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
現金・預金	現金手許金	223,506
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	2,580,024
	定期預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	3,000,000
小 計		5,803,530
合 計		5,803,530

負債の部

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
合 計		0

(単位：円)

差引純資産	5,803,530
-------	-----------

II 監 査 報 告 書

神奈川県税理士政治連盟規約第29条第1項の規定により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの会計を監査したところ正確かつ妥当なことを認めます。

令和8年4月17日

神奈川県税理士政治連盟

会計監事 金子 剛



会計監事 小池 誠一郎



第3号議案 神奈川県税理士政治連盟規約一部改正の件

I 規約一部改正(案)

神奈川県税理士政治連盟規約を次のとおり改正する。

(改正理由)

当連盟の運営においては、社会情勢の変化や活動内容の多様化に伴い、現行規約に明示されていない組織再編などの重要事項について判断を求められる場面が生じることが想定される。

しかしながら、現行規約には、重要事項についての明確な規定がないため、判断過程の透明性や手続きの正当性を確保する観点から、意思決定の過程を明文化する必要がある。

本改正は、意思決定手続きの明確化及び組織運営の透明性向上を図ることを目的とする。以上の理由により、本条を新設する。

1 規約 改正新旧対照表(案)

改正	改正案	現行	備考
	第8章 会費及び財務 (交付金) 第36条 本連盟は、各支部に対しては支部管理要領に基づき、また、税理士による推薦国会議員等後援会に対しては該当規程に基づき、交付金等を交付する。	第8章 会費及び財務 (交付金) 第36条 本連盟は、各支部及び税理士による推薦国会議員等後援会に交付金等を交付する。	(変更)
	第9章 雑則 (規約に定めのない事項) 第41条 本規約に定めのない重要事項の内、会長が認めた事項については、正副会長幹事長会において協議のうえ、幹事会に諮問し決定する。 2 前項の正副会長幹事長会において協議のうえ、幹事会に諮問された重要事項の議決内容を公表する。	第9章 雑則	(新設)
	附 則 この改正規約は、令和8年8月5日から施行する。		(新設)

第 4 号議案 令和 8 年度運動方針決定の件**Ⅰ 令和 8 年度運動方針 (案)**

令和 8 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで

1 運動方針

本連盟は「地区連」の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上を目指すとともに、税理士会の施策実現に向けて、「税政連支部と連携」「会員相互の団結」「われわれが推薦する国会議員等の後援会活動の活性化」を推し進めることで、挙会体制による政治力を強化し、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- (1) 多様化する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- (2) 申告納税制度の理念に立脚した公正で合理的な租税制度の確立
- (3) 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充
- (4) 社会の変動に対応した税政連の組織の強化並びに運動の確立

2 重点運動

上記運動方針に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、「税理士による後援会」をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- (1) 令和 9 年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業等に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- (2) 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- (3) 中小企業等の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- (4) 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- (5) 税理士法改正に向けての議論を注視する。
- (6) 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- (7) 税理士の社会的地位向上に資するよう、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関 (第三者機関) 及び審判員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及び N P O 法人の支援に係る強力な運動を行う。
- (8) 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- (9) 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- (10) 次期衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙統一地方選への確に対応し、税政連支部、税理士による後援会と連携して強力な運動を行う。

第 5 号議案 令和 8 年度組織活動方針決定の件**Ⅰ 令和 8 年度組織活動方針 (案)**

令和 8 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年度運動方針 (案) に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

1 政策委員会

- (1) 本年度運動方針 (案) に基づき、具体的政策を策定する。
- (2) 政策を検討する。

2 財務委員会

- (1) 財政の充実強化を図る。
- (2) 各税政連支部の協力を得て、会費収納率の向上を図る。

3 組織委員会

- (1) 組織活動の統一強化を図る。
- (2) 地区連との連絡調整を図る。
- (3) 税政連各支部との連絡強化を図り、会員へのタイムリーな情報発信により活性化を図る。
- (4) 会員の増強を積極的に図る。特に、社員税理士及び所属税理士の加入促進を図る。

4 議会对策委員会

- (1) 地区連が企画する国会对策活動に積極的に協力する。
- (2) 地方選出国會議員及び地方議員等への陳情活動及び交流活動を積極的に行う。

- (3) 運動方針に必要な活動を企画立案し、具体的運動を実施する。
 (4) 推薦国会議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただくよう努める。

5 選挙対策委員会

- (1) 選挙対策を企画立案し、具体的運動を実施する。
 (2) 選挙区毎に推薦候補者に対する積極的な応援運動を展開する。

6 広報委員会

- (1) 地区連発行の機関誌に協力をし、県税政連情報及び各後援会情報の掲載を行う。
 (2) 地区連の機関誌の発行並びにホームページの更新管理に協力し、活動の情報提供に努める。

7 後援会対策委員会

- (1) 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
 (2) 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。
 (3) 支部長・支部幹事長と連携し、税政連支部と税理士による後援会の協働体制の構築に資する諸施策を実施する。

8 支部長・支部幹事長会

- (1) 税政連支部における税政連の活動を活発にするための施策を実施し、会員の本連盟に対する認識の徹底を図る。
 (2) 税政連支部における組織強化に関する施策を協議・検討する。
 (3) 税政連支部における会費収納に関する施策を協議・検討する。
 (4) 税政連支部に係る地元の税理士による後援会に対する支援について協議・検討する。
 (5) 税政連支部相互間における活動の連携と協議を図る。

第6号議案 令和8年度収支予算決定の件

I 令和8年度収支予算書（案）

令和8年4月 1日から
 令和9年3月31日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 会 費	57,240,000	45,060,000	12,180,000	@24,000 × 4,813 名 × 0.4914 (注1・2) @24,000 × 40 名 × 1/2 (注3)
2. 寄 付 金	1,150,000	1,400,000	△ 250,000	後援会設立補助金 3 人 (東京地方税理士政治連盟分担金 150,000 円) 選挙陣中見舞金 20 人 (東京地方税理士政治連盟分担金 1,000,000 円)
3. 受取利息	3,000	1,000	2,000	
4. 雑 収 入	80,000	80,000	0	定期大会会費
当年度収入合計	58,473,000	46,541,000	11,932,000	
前年度繰越金	5,803,530	6,820,130	△ 1,016,600	
収入合計	64,276,530	53,361,130	10,915,400	

支出の部

(単位: 円)

科 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大 会 費	1,200,000	1,000,000	200,000	
会 議 費	2,700,000	2,300,000	400,000	
組織拡充費	120,000	120,000	0	
交 際 費	550,000	550,000	0	
渉 外 費	1,500,000	1,500,000	0	
議会对策費	100,000	100,000	0	
文書印刷費	80,000	80,000	0	
通 信 費	30,000	30,000	0	
旅費交通費	500,000	500,000	0	
雑 費	60,000	60,000	0	
小 計	6,840,000	6,240,000	600,000	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	2,400,000	2,700,000	△ 300,000	衆議院議員 20 名
小 計	2,400,000	2,700,000	△ 300,000	
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費				
広 報 費	600,000	500,000	100,000	
小 計	600,000	500,000	100,000	
(4) 寄付・交付金 寄 付 金	3,150,000	3,600,000	△ 450,000	後援会活動補助金 @80,000 × 23 名 " @50,000 × 4 名 小計 2,040,000 後援会総会開催補助金 @30,000 × 27 名 810,000 後援会設立補助金 @100,000 × 3 名 300,000
交 付 金	3,190,000	2,150,000	1,040,000	支部補助金 @1,200 円 × 4,813 名 × 0.4914 (注 1・2) 2,830,000 20,000 × 18 支部 360,000
分 担 金	28,878,000	23,935,000	4,943,000	地区連分担金 @6,000 × 4,813 名 (注 1)
小 計	35,218,000	29,685,000	5,533,000	
計	45,058,000	39,125,000	5,933,000	
2. 経 常 経 費				
(1) 事務所費	10,000,000	7,500,000	2,500,000	
(2) 交 通 費	10,000	10,000	0	
(3) 事務消耗品費	50,000	50,000	0	
(4) 備品等購入費	30,000	30,000	0	
計	10,090,000	7,590,000	2,500,000	
3. 予 備 費	9,128,530	6,646,130	2,482,400	
計	9,128,530	6,646,130	2,482,400	
当年度支出合計	64,276,530	53,361,130	10,915,400	
当年度収支差額	0	0	0	
次年度繰越金	0	0	0	

(注 1) 令和 8 年 4 月 1 日現在の税理士会会員数 4,813 名
 (注 2) 令和 7 年度収納率 49.14%
 (注 3) 令和 8 年度新入会員見込み 40 名

第 7 号議案 大会決議採択の件

東京地方税理士政治連盟第 7 号議案と同じに付き省略

資料 1

令和 8 年度税制改正に関する要望の内特に重要な 8 項目

1. 消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。【消費税】

(1) 消費税における複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すこと。

消費税の複数税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効率であること、歳入を減少させ、その補填のため標準税率のさらなる引上げや社会保障給付の抑制が必要となること、区分経理等により事業者の事務負担が増加していること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度に戻すべきである。

消費税の逆進性の緩和対策としては、必ずしも税制の枠内で解消する必要はなく対策が必要な者に直接給付が出来る仕組みを構築する等、給付面を含めた税制・社会保障制度全体の中で解決することが適切である。

(2) インボイス制度導入に伴う各種特例措置を延長すること。

インボイス制度の導入に伴い各種の特例措置が設けられたが、制度への深い理解と、価格転嫁の円滑化にはまだ時間が必要であると考えられる。これらの特例は、いずれも短期の経過的な取扱いとなっているが、インボイス制度が定着するまでの間は、特例措置の期限の延長等、中小・小規模事業者への必要な支援を継続すべきである。

① インボイス発行事業者となった免税事業者の納税額を売上税額の 2 割に軽減する経過措置（2 割特例）は極めて小規模な事業者への経過措置として有効である。令和 8 年 10 月以降も、消費税制の理解が十分でない事業者に対する特例として継続すべきである。

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（8 割特例）は適格請求書等の登録をしていない事業者の取引排除の最小化という公正な取引を確保する見地からも現時点では有効であると考えられる中で、令和 8 年 10 月から控除の水準を 5 割に引き下げることが妥当でなく、現在の 8 割の水準を継続すべきである。

③ 一定規模以下の事業者が適格請求書等の保存を不要とする特例について、証憑類のデジタル化が進みにくい類型であるため、令和 11 年 9 月 30 日とされている期限に向けて、その延長が検討されるべきである。

2. 役員給与と税制について見直しを行うこと。【法人税】

(1) 業績悪化改定事由の要件を緩和すること。

業績悪化時の役員給与改定の要件について、経営状況の悪化が著しいという水準でなくとも定期同額給与の下方修正を行うことは、企業が財務体質の健全性を維持するためにむしろ進んで行うべきことと考えられるが、現行の取扱いがその減額実行の障壁となっている場合がある。

そのため、役員給与の減額改定が財務の健全性を維持する目的で赤字の回避のために行われたような場合は、恣意的な課税所得の調整である場合を除き、損金算入を認めるべきである。

(2) 新設法人における定期同額給与と判定の時期を柔軟化すること。

定期同額給与の額を改定する場合の損金算入の要件は、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から 3 月を経過する日までに改定を行い、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であることとされているが、新設法人の場合には事業年度開始後 3 月程度では収支の状況が定まらず、役員給与の確定が難しい場合がある。そこで、設立事業年度については、法人が事業年度開始後 3 月を超える時期を最初の役員給与の支給時期として定めた場合でも、当該定めに従って支給した給与について定期同額給与として取り扱い、損金算入を認めるべきである。

(3) 事前確定届出給与の支給時期について数日間の弾力性を持たせること。

事前確定届出給与については「所定の時期」に支給することが要件となっているが、事業年度内で支給日が数日前後することについては損金算入の是非に特段の影響があるとは考えにくい。もともと一定の幅を含む概念であると考えられる「所定の時期」の解釈について、より柔軟な解釈が示されるべきである。

(4) 業績連動給与の損金算入要件を緩和すること。

現行の業績連動給与には損金算入要件が複数あるが、なかでも全ての業務執行役員を対象としなければならないことや、個々の業務執行役員についての給与情報を有価証券報告書で開示しなければならないことは当該制度の採用を躊躇させている面があり、是正されるべきである。

3. 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。【法人税】

令和 7 年度税制改正大綱では、所得の金額が年 10 億円超の事業年度について、所得 800 万円以下の部分の軽減税率を 15% から 17% へ引き上げることとした。これによりリーマンショック対策として導入された臨時的税制措置はひとまず終了したと言える。

租税特別措置については、その実効性を高める「メリハリ付け」について検討されている。

メリハリ付けの方法は「税率をアップさせて特例を拡大」する積極的な方法と、「税率をアップさせずに特例を整理する」消極的な方法が考えられる。確かに、中小法人の成長に対するディスインセンティブとなるような税制については整理されるべきである。しかし、地域経済を支えている中小企業の成長を阻害せず、雇用等の社会的役割を支援する税制を維持する必要があるため、中小企業者等の法人税率の特例については、今後も、所得の金額が年 10 億円以下の法人全体に対しては軽減税率を堅持すべきであり、特に一定程度の所得の法人に対しては現行の 15% の軽減税率を維持すべきである。

4. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。【所得税】

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基づかない偶発的な損失による担税力の減少に配慮し

て、その損失額を所得金額から控除する制度である。また、損失発生年の所得金額から控除しきれない額は、翌年分以後の所得金額から控除される。

課税所得の計算上、現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしているが、所得控除すべき災害損失は、費用性資産の滅失損や金銭債権の貸倒れとは異なり、個人の有する住宅、家財等の損害については、担税力の減殺を見出すものであるため被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、まず、最初に災害の有無にかかわらず適用される災害損失以外の他の所得控除を適用し、最後に雑損失のうち特定非常災害により生じた損失につき控除を適用し、より手厚い控除可能性を残すべきである。

また、東日本大震災の際には、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例が適用された。大規模な災害が生じた場合において、その都度特例的取扱いを行うのでは適時の対応が困難になることから、災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付を可能とする恒久的な措置等を検討すべきである。

5. 所得税の確定申告期限を延長すること。【所得税】

課税の公平性を求めれば、ある程度制度が複雑化することは避けられないが、所得税の計算が複雑化することは納税者の事務負担が増すこととなる。この公平性と事務負担の問題を両立させるためには、事務負担を軽減すると共に正確な計算に要する時間を確保することも必要であり、所得税の確定申告期限は、現行の 3 月 15 日から 3 月 31 日までとすべきである。

その際、確定申告に係る納税者等の事務負担を軽減し、併せて、市町村における個人住民税の賦課決定や各種給付、特別徴収義務者における給与計算など後続の事務への影響を緩和する観点から、納税者、税理士及び行政（国・地方）における各種業務のデジタル化を一層推進すべきである。

6. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。【所得税】

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものには至っていない。少子化問題については、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならず、税制措置による効果は限定的であると考えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となる税制について検討を行うべきである。

7. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。【所得税】

法人の不動産の譲渡損失はその法人の他の利益と通算され、繰越控除が認められる。また、個人の所有期間 5 年超の居住用資産の譲渡損失も損益通算及び繰越控除（以下「損益通算等」という）が一定の要件の下認められている。一方、個人事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、損益通算等が認められていない。

法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与や業務転用等による租税回避を防止するために一定期間の業務継続性の要件等を設けたうえで、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

8. 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。【地方税】

現行の償却資産税制度には、国税における減価償却制度と償却資産の評価方法に相違があることや、賦課期日と法人の決算日に不一致があること、課税対象資産の範囲のうち、特に家屋と償却資産の区分に関する法令等が明確でなく実務上の混乱が生じていることなど、事業者にとって過度な事務負担を強いている。加えて、現行制度が企業の設備投資の阻害要因になっている、諸外国には例の少ない課税制度であり、企業の国際競争力の観点から問題があるとする指摘がある。

したがって、現行の償却資産に係る固定資産税については、上記の問題点を踏まえた 制度の抜本的な見直しが必要である。とりわけ償却資産が土地及び家屋とは異質のものであるという課税資産の属性を踏まえると、現行の固定資産税制度から分離し、新しい制度に組み替えることが適当であると考えられる。また、国税の減価償却制度と償却資産の評価を統一し、制度を簡素化することや、税額確定方式としての申告納税方式の採用、免税点及び税率の水準、現行の免税点方式から基礎控除方式への変更など、実務上の問題を踏まえて制度の見直しを検討すべきである。

なお、償却資産に係る固定資産税を現行制度内に存置するとしても、申告期限については、平成 30 年 3 月に一般財団法人資産評価システム研究センターが公表した「償却資産課税のあり方に関する調査研究－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－」に、賦課期日は現行制度を維持しつつ、電子申告の場合に限り、法人税と申告期限を一致させることを選択できる制度が示されている。この制度は、適正な課税標準の算定に寄与するものとして評価でき、早期に実現すべきである。

補 足

「令和 7 年度税制改正に関する要望の内特に重要な 7 項目」より抜粋

3. 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。【所得税】

所得税の計算において所得控除が複雑化することは、源泉徴収義務者の負担が増し、納税事務において事後の修正手続、争訟等のリスクも増大させる高コストの制度となる。一方で、課税の公平性を求めると制度がある程度複雑化することは避けられないのが現実である。この公平性と事務負担の軽減を両立させるためには、申告期限等を延長し、正確な計算に要する時間を確保することも必要である。

(1) 年末調整の実施時期等

年末調整は、その年の最後の給与支払時に行うこととされている。しかし、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことによる見込み計算の場合や、新規契約をしたことなどにより生命保険料控除証明書の到達が遅れた場合など、一旦年末調整を行ったものの、翌年に年末調整をやり直すケースが生じることがある。このような事務手続きについて、計算を一回の手続きで完結させるため、年末調整は翌年 1 月末までに行うものとして、給与支払者の事務コストを軽減すべきである。

さらに、年末調整の実施時期の変更に合わせて、法定調書及び給与支払報告書の提出期限も 2 月 15 日とすべきである。

(2) 所得税の確定申告期間

年末調整の実施時期等を変更する場合は、源泉徴収票や法定調書を必要とする所得税の確定申告に影響が及ぶことから、確定申告期間についても見直しが必要である。

加えて、年末の医療費情報やふるさと納税に係る寄附金受領証明書などについては、現行の確定申告期限では、その間にマイナポータルに格納されるケースがあり、せっかくの情報が活用されない結果となることがある。

また還付申告だけではなく納付を伴う確定申告も 1 月 1 日から申告可能な体制とし弾力性を持たせるべきである。したがって、所得税の確定申告期間は、1 月 1 日から 3 月 31 日までとすべきである。

資料 2

1 令和 8 年度神奈川県予算及び施策に関する要望について

【要望 1】	中小企業に対する支援策の拡充と多様化を要望する。
【要望 2】	インボイス制度対応支援の拡充を要望する。
【要望 3】	マイナポータルにおける行政情報連携の強化について要望する。
【要望 4】	中小企業に対する税制の適切な措置を要望する。
【要望 5】	地方行政において、ICT を活用するとともに、DX を進展させ、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
【要望 6】	租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
【要望 7】	神奈川県版「納税者憲章」を制定することを要望する。
【要望 8】	法人住民税及び法人事業税の還付金充当手続きの明確化について要望する。
【要望 9】	個人事業税の課税対象となる業種の範囲及び定義を明瞭にすることを要望する。
【要望 10】	個人事業税における事業主控除額の引上げを要望する。
【要望 11】	個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
【要望 12】	民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
【要望 13】	包括外部監査人及び神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の委員に税理士の引き続きの登用を要望する。また、監査委員、神奈川県地方税制等研究会及びその専門部会、地方独立行政法人の監事、その他税理士の職能を神奈川県のために発揮できる各種審議会等の委員に税理士の積極的な登用を要望する。

2 令和 8 年度横浜市予算及び施策に関する要望について

【要望 1】	中小企業に対する支援策の拡充と多様化を要望する。
【要望 2】	インボイス制度対応支援の拡充を要望する。
【要望 3】	マイナポータルにおける行政情報連携の強化について要望する。
【要望 4】	地方行政において、ICT を活用するとともに、DX を進展させ、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
【要望 5】	租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
【要望 6】	横浜市版「納税者憲章」を制定することを要望する。
【要望 7】	法人住民税の還付金額の均等割充当処理の明確化を要望する。
【要望 8】	個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
【要望 9】	固定資産税の課税明細書の記載事項について
【要望 10】	固定資産税の不服の申出期間の制限の緩和を要望する。
【要望 11】	民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
【要望 12】	横浜市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、横浜市民生活活動推進委員会の委員その他税理士の職能を横浜市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。
【要望 13】	中核機関に設置された協議会に専門職団体として、税理士会の参画を要望する。

3 令和 8 年度川崎市予算及び施策に関する要望について

【要望 1】	中小企業に対するトータル的な支援策の拡充を要望する。
【要望 2】	インボイス制度対応支援の拡充を要望する。
【要望 3】	マイナポータルにおける行政情報連携の強化について要望する。
【要望 4】	地方行政において、ICT を活用するとともに、DX を進展させ、事務の効率化と住民サービスの質の向上に取り組むことを要望する。
【要望 5】	租税教育推進のための更なる取組みを要望する。
【要望 6】	川崎市版「納税者憲章」を制定することを要望する。
【要望 7】	法人住民税の還付金額の均等割充当処理の明確化を要望する。
【要望 8】	個人住民税の特別徴収制度の見直しを要望する。
【要望 9】	固定資産税の課税明細書の記載事項について
【要望 10】	固定資産税の不服の申出期間の制限の緩和を要望する。
【要望 11】	民間非営利法人を育成する施策の実施を要望する。
【要望 12】	川崎市の監査委員、外部監査制度に基づく監査人、NPO 法人の指定についての審議を行う第三者委員会の委員、その他税理士の職能を川崎市のために発揮できる審議会等の委員に、税理士を積極的に登用するよう、引き続き要望する。

東京地方税理士政治連盟定期大会議案書

第 1 号議案 令和 7 年度運動経過報告及び組織活動報告承認の件

Ⅰ 令和 7 年度 運動経過報告及び組織活動報告

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 3 1 日まで

1 運動経過報告の概要

本連盟は、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という）の運動方針に則って、税理士の社会的地位の向上と、東京地方税理士会（以下「税理士会」という）の基本施策の実現のため、第 5 9 回定期大会において承認された運動方針及び組織活動方針に基づき、神奈川県税理士政治連盟及び山梨県税理士政治連盟（以下「県税政連」という。）並びに税理士による国会議員等後援会（以下「税理士による後援会」という。）の協力を得て、各種施策・運動等を実施した。

令和 8 年度税制改正については、日税政の作成した要望書をもとに税理士業界の意見について推薦国会議員をはじめとする関係各方面に要望し、そのうち特に緊急かつ重要と思われる項目については重点的に陳情した。

(1) 選挙活動について

① 第 2 7 回参議院議員通常選挙について

令和 7 年 7 月 2 0 日投開票の第 2 7 回参議院議員通常選挙に当たっては、当初 6 名の推薦申請があったが、神奈川選挙区における被推薦者 1 名が出馬を見送ったため、その後神奈川選挙区で 1 名を追加申請し、神奈川選挙区の被推薦者は最終的に 4 名、山梨選挙区 1 名、全国比例代表 1 名の計 6 名となった。

選挙期間中は「税理士による後援会」を軸として、推薦候補者 6 名の応援を行った結果、次の 2 名が当選を果たした。

【神奈川選挙区】※政党名については公示日時点の政党名

牧山 ひろえ (立 民) 脇 雅昭 (自 民)

② 第 5 1 回衆議院議員総選挙について

令和 8 年 2 月 8 日投開票の第 5 1 回衆議院議員総選挙に当たっては、小選挙区で 2 0 名、比例代表（南関東ブロック）で 2 名の推薦申請があった。その後、神奈川県内の小選挙区において 1 名の追加申請があり、被推薦人は小選挙区 2 1 名、比例代表 2 名、合計 2 3 名となった。

選挙期間中は「税理士による後援会」を軸として応援活動を行った結果、次の候補者（選挙区 1 6 名、比例代表 4 名）が当選を果たした。

【神奈川選挙区】※政党名については公示日時点の政党名

新田 章文	(自 民)	中西 健治	(自 民)	坂井 学	(自 民)
古川 直季	(自 民)	鈴木 馨祐	(自 民)	三谷 英弘	(自 民)
田中 和徳	(自 民)	小泉 進次郎	(自 民)	丸田 康一郎	(自 民)
あかま 二郎	(自 民)	河野 太郎	(自 民)	牧島 かれん	(自 民)
山際 大志郎	(自 民)	草間 剛	(自 民)		

【山梨選挙区】※政党名については公示日時点の政党名

中谷 真一 (自 民) 堀内 詔子 (自 民)

【比例代表】※政党名については公示日時点の政党名

笠 浩史	(中 道)	後藤 祐一	(中 道)	沼崎 満子	(中 道)
原田 直樹	(中 道)				

③ 地方選挙について

令和 7 年 8 月 3 日投開票の第 2 1 回横浜市長選挙においては、1 名の推薦申請があり、令和 7 年 1 0 月 2 6 日投開票の第 2 1 回川崎市市長選挙においても、1 名の推薦申請があった。選挙期間中は、「税理士による後援会及び推薦人」を中心として応援活動を行った結果、下記の候補者が当選を果たした。

【横浜市長選挙】 山中竹春

【川崎市市長選挙】 福田紀彦

(2) 重点運動について

①重点運動 1 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。

(ア) 会務・組織の活性化について

会務の円滑化のため、月 1 回程度の割合で会長・幹事長による打合せ会を開催し、課題の抽出、問題の解決及び今後の方針等について協議した。また、規約変更に伴う会議体の見直しにより、会議運営の円滑化が図られた。

組織の活性化については、特に加入率拡大の諸施策について、税理士会との連携を強化することが重要であるという認識に立ち、理事会・支部長会に出席し、組織活性化への理解と協力を依頼するとともに毎月開催される税理士証票伝達式において新規登録者への入会勧奨を行い「県税政連」「県税政連支部」にて組織活性化に資する施策の検討を依頼した。

(イ) 組織の強化について

- (i) 本連盟は、日税政の方針をすみやかに県税政連に伝え、税理士会をはじめ関連諸機関との連絡・調整を密にして、県税政連が活発な政治活動を行えるよう支援した。
- (ii) 「県税政連」「県税政連支部」及び「税理士による後援会」の活動を支援する為、会議・大会（総会）・行事等に出席をし、各組織の拡充・強化に協力した。
- (iii) 本会との共同研修会は、令和7年10月22日に税理士会館8階において開催し、自由民主党元幹事長甘利明氏を講師に迎え、「日本経済再生への道筋」をテーマに研修を実施した。
- (iv) 税理士会理事会・支部長会並びに調査研究部及び制度部の会議に役員が出席し、情報収集および連携に努めた。

(ウ) 財政状況と財政基盤の確立について

- (i) 本年度の分担金の収納は、会員及び県税政連の理解と協力により昨年定期大会で承認いただいた予算と同額の収入であった。県税政連の収納率は、神奈川県税政連は48.81%、山梨県税政連は92.56%であり、特に神奈川県税政連においては収納率の減少傾向にあり、改善が必要な状況である。神奈川県税政連会員に対しては、広報誌並びにホームページを通じて活動内容の報告及び成果についての周知を広く行うとともに、税政連支部長に本連盟の存在意義と活動内容についての理解を深めてもらい、支部内での説明を通じて会員の意識向上に努めた他、広報誌における広告掲載企業についても昨年と同等水準の掲載をいただいた。
- (ii) 財政基盤の確立については、県税政連の会費改定に伴う周知活動や各会員の理解を賜った結果、当連盟の分担金についても改定を行うことができ、財政基盤の健全化につながった。

(エ) 税政連活動の広報活動情報提供について

本連盟機関誌「東京地方税政連」第106号、第107号及び第108号を発行し、本連盟における各種活動及び「税理士による後援会」の活動報告及び組織率向上に向けた広報活動を行った。本連盟ホームページ上においては、発行した機関誌のアップロードを行うと共に、各種活動報告を随時行った。

②重点運動2 令和8年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。

(ア) 【令和8年度税制改正に関する要望の内 特に重要な8項目】

- (i) 消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。【消費税】
- (ii) 役員給与税制について見直しを行うこと。【法人税】
- (iii) 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。【法人税】
- (iv) 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。【所得税】
- (v) 所得税の確定申告期限を延長すること。【所得税】
- (vi) 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。【所得税】
- (vii) 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。【所得税】
- (viii) 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。【地方税】

(イ) 本連盟は、「税理士による後援会」の協力を得て、税制改正に関する要望の実現に向けて、「後援会会長・幹事長会」の開催を県税政連に依頼した。なお、神奈川県税理士政治連盟は、諸般の事情で、本年は「国会議員秘書との懇談会」の開催は見合わせたが、山梨県税理士政治連盟については例年通り秘書を招いて開催された。

(i) 【国会議員秘書との懇談会又は後援会会長・幹事長会】

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日	令和7年7月11日	令和7年8月21日
場 所	税理士会館8階	甲府商工会議所
出席者	後援会・税政連 49名	後援会・税政連・秘書 25名

(ii) 【国会議員への陳情について】

	神奈川県税政連	山梨県税政連
年月日	令和7年7月12日～ 令和7年8月31日	令和7年8月7日～ 令和7年8月30日
場 所	各議員地元事務所等	各議員地元事務所等
出席者	後援会関係者等多数	後援会関係者等多数

(ウ) 陳情活動により次のような成果が得られた。

- (i) インボイス制度導入に伴う各種特例措置の適用期限の延長【消費税】
- (ii) 少額減価償却資産等の取得価額基準の引上げ【法人税】
- (iii) 償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し【地方税】
- (iv) ふるさと納税の所要の見直し【地方税】

(エ) 消費税にかかる改正要望

令和 8 年度税制改正大綱（昨年 12 月公表）において、インボイス制度特例の延長については、税政連の働きかけにより、小規模事業者への配慮として、いわゆる 2 割特例に係る税額控除や 8 割控除の特例対象引下げ等の各種項目が盛り込まれた。

しかしながら、これらの特例措置は当初延長されず、令和 8 年 9 月末をもって終了予定であった。

このため、日税政及び各単位税政連役員による積極的な働きかけを実施した結果、次の措置につながった。

(i) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ・ 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることができることとする。
- ・ 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
- ・ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認める。
（注）現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和 8 年 10 月 1 日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとする。

(ii) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

- ・ 本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。
イ 令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで 70 %
ロ 令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで 50 %
ハ 令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで 30 %
- ・ 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で 1 億円（現行：10 億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。
（注）上記の改正は、令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する

③重点運動 3 納税環境整備を始めた公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。

(ア) 経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備及び税務行政の改善を図るため、各省府庁から提出される税制改正要望に本連盟の意見が反映されることを目指すとともに、税制改正大綱に盛り込まれるよう、県税政連に対して、各推薦国会議員への陳情活動を行い、要望実現に向けた働きかけを行うよう要請した。

④重点運動 4 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。

(ア) 中小企業の活性化については、中小企業支援施策が税理士制度の理解の上措置されるよう日税政・日本税理士会連合会の動向を注視し、情報収集に努めた他、重点運動 2 により、中小企業に過重な負担をもたらす税制改正が行われることのないよう運動した。

⑤重点運動 5 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。

(ア) 税制の複雑化に伴い、今後も税理士制度が国民・納税者に、より一層の信頼される制度として維持発展していくために、各党の議連に加盟している関係議員及び税制調査会構成議員等へ日税政役員と一緒に行った他、県税政連へは税理士による後援会を通じて法改正に係る陳情を行うよう依頼をした。

⑥重点運動 6 税理士法改正に向けての議論を注視する。

(ア) 昨年度に引き続き、次期税理士法改正に向け、日税政及び日本税理士会連合会における建議・要望を踏まえた議論の動向を注視し、必要に応じて対応を検討する活動を行った。

⑦重点運動7 税理士の社会的地位向上に資するよう、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関(第三者機関)及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及びNPO法人の支援に係る強力な運動を行う。

(ア) 令和7年度の神奈川県・横浜市・川崎市の予算及び施策に関する要望について、各政党(会派)のヒアリングにおいて、地方公共団体に対し、包括外部監査人や監査委員等への税理士の積極的な登用を要望するとともに、各種審議会等の委員への登用についても働きかけを行った。(資料2 P17参照) また、神奈川県においては、昨年度に引き続き、次のとおり要望の成果が得られた。

(i) 「法人住民税及び法人事業税の中間還付金額を均等割等に充当する手続の明確化」要望について
・御要望を踏まえ、納付書の記載例を作成すること等により対応する旨の回答を得た。なお、納付書の記載例については、令和8年3月までに作成し、県税便利帳(神奈川県ホームページ)へ掲載のうえ周知する予定である。

(ii) 「中間納付還付金額を均等割へ充当できることの明確化と、充当した際の通知書発行の省略を求める。」要望について

・近隣都府県との対応の統一が困難であるとの見解が示された一方、本県独自の対応として、申請書欄外に充当希望のチェックボックス【充当希望・次回以降、申告書用紙等の送付を希望しない】を設ける予定であるとの回答を得た。なお、本対応は令和7年11月下旬発送分より実施予定である。(詳細は地区連広報誌第108号P23-P24参照)

(iii) なお、令和6年より働きかけている、県立高等学校での租税教育の実施については、本会と税政連が協働し調整をし続けた結果、シチズンシップ教育の一環として、厚木王子高等学校にて、1月19日(月)および21日(水)の2日間、1学年の公共の授業において租税教室が実施された。その他、神奈川県議会議員から直接依頼があり、7月25日学校法人誠心学園 国際フード製菓専門学校にて一般社団法人横浜青年会議所主催の「主権者意識向上事業[YOKOHAMA YOUTH CLASS-社会を知る、選ぶを学ぶ-]」内においても租税教室の開催にいった。

このように、昨年に引き続き自民党神奈川県議団の尽力で、要望が実現した。

⑧重点運動8 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

(ア) 税制改正に関する要望のうち、特に重要な8項目の一つとして位置付け、陳情活動等を通じて、被災納税者の実情を踏まえた制度整備が図られるよう働きかけを行った。

⑨重点運動9 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。

(ア) 政治資金規正法に関する法改正の動向を注視し、より一層のコンプライアンスを徹底するよう周知した。

⑩重点運動10 次期衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙への確に対応し、県税政連、後援会と連携して強力な運動を行う。

(ア) 選挙活動については、1「運動経過報告の概要」(1) 選挙活動のとおり、一定の成果を得ることができた。特に、衆議院議員総選挙においては、税理士による後援会の積極的な活動により、推薦審査会の開催、推薦状及び為書きの配布等が円滑に行われた。短期決戦の中にあっても、後援会役員及び会員、県税政連役員並びに本連盟役員が緊密に連携し、迅速に対応した。

今後も衆議院議員総選挙については「常在戦場」、参議院議員通常選挙については「計画的な遂行」との認識のもと、平素からの支援体制整備と後援会活動の充実を図る。

2 組織活動報告の概要(省略)

3 各機関の審議概況(省略)

第 2 号議案 令和 7 年度収支決算承認の件

I 令和 7 年度収支計算書

令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 分 担 金	25,455,000	25,455,000	0	5,091 名 (令和 7. 4. 1 現在) 神奈川県税理士政治連盟 4,787 名 23,935,000 円 山梨県税理士政治連盟 304 名 1,520,000 円
2. 寄 付 金	1,769,100	1,882,140	△ 113,040	日本税理士政治連盟 国会議員等後援会総会助成金 360,000 円 後援会会長連絡会議助成金 100,000 円 推薦国会議員等陳情助成金 260,000 円 組織強化助成金 509,000 円 参議院選挙対策助成金 120,000 円 衆議院選挙対策助成金 460,000 円 定期大会代議員旅費助成金 73,140 円
3. 受取利息	5,000	16,903	△ 11,903	
4. 事務受託収入	7,500,000	7,500,000	0	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑 収 入	3,460,000	3,840,000	△ 380,000	広告掲載料 他
当年度収入合計	38,189,100	38,694,043	△ 504,943	
前年度繰越金	13,717,034	13,717,034	0	
収入合計	51,906,134	52,411,077	△ 504,943	

支出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	4,300,000	4,284,890	15,110	
会議費	1,000,000	1,189,648	△ 189,648	
渉外費	2,300,000	1,785,500	514,500	
国会対策費	50,000	14,000	36,000	
組織拡充費	150,000	15,500	134,500	
慶弔費	150,000	46,500	103,500	
文書印刷費	100,000	74,511	25,489	
通信費	100,000	28,224	71,776	
旅費交通費	750,000	810,770	△ 60,770	
雑費	100,000	43,296	56,704	
小 計	9,000,000	8,292,839	707,161	
(2) 選挙関係費				
選挙対策費	1,500,000	1,175,034	324,966	
小 計	1,500,000	1,175,034	324,966	
(3) 機関誌の発行 その他の事業費				
広報費	4,200,000	4,192,095	7,905	
小 計	4,200,000	4,192,095	7,905	
(4) 寄付・交付金				
寄付金	6,359,200	6,458,000	△ 98,800	(注 1)
交付金	600,000	600,000	0	(注 2)
小 計	6,959,200	7,058,000	△ 98,800	
計	21,659,200	20,717,968	941,232	
2. 経常経費				
(1) 事務所費	18,500,000	18,447,932	52,068	
(2) 交通費	30,000	26,270	3,730	
(3) 事務消耗品費	1,000,000	999,228	772	
計	19,530,000	19,473,430	56,570	

科 目	予算額	決算額	差引増減	摘 要
3. 60周年記念事業費計	77,918	77,918	0	(注3)
	77,918	77,918	0	
4. 予 備 費	10,716,934	0	10,716,934	(注3)
〃	△ 77,918		△ 77,918	
計	10,639,016	0	10,639,016	
当年度支出合計	51,906,134	40,269,316	11,636,818	
当年度収支差額	0	△ 1,575,273	1,575,273	
次年度繰越金	0	12,141,761	△ 12,141,761	

- (注1) 日本税理士政治連盟 分担金
1,200 円× 5,090 名 (令和 7. 7. 1 現在) 6,108,000 円
神奈川県税理士政治連盟
後援会設立助成金 250,000 円
大臣就任祝金
小泉進次郎、あかま二郎 100,000 円
- (注2) 山梨県税理士政治連盟 特別交付金 600,000 円
- (注3) 令和8年3月23日開催の幹事会決議により
予備費から流用して60周年記念事業費へ支出 77,918 円

正味財産増減計算書

令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 増加の部		
1. 資産増加額		
当年度収支差額	0	
増加額合計		0
II 減少の部		
1. 資産減少額		
当年度収支差額	1,575,273	
減少額合計		1,575,273
当年度正味財産減少額		△ 1,575,273
前年度繰越正味財産額		14,642,284
当年度正味財産合計額		13,067,011

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産		I 流動負債	0
1. 現 金	130,475		
2. 普通預金	12,011,286	II 固定負債	0
3. 郵便貯金	0		
流動資産合計	12,141,761	負債合計	0
II 固定資産			
1. 差入保証金	895,250	III 正味財産	
2. 出 資 金	30,000	1. 正味財産	13,067,011
固定資産合計	925,250	(うち当年度正味財産減少額)	(1,575,273)
資産合計	13,067,011	負債及び正味財産合計	13,067,011

財産目録

令和 8 年 3 月 3 1 日現在

資産の部 (単位：円)

科 目	内 訳	金 額
現金・預金	現金手許金	130,475
	普通預金 かながわ信用金庫 横浜営業部	12,011,286
	郵便貯金 (00280-6-137715)	0
小 計		12,141,761
差入保証金	(株) 税理士会館	895,250
出 資 金	かながわ信用金庫	30,000
小 計		925,250
合 計		13,067,011

負債の部 (単位：円)

科 目	内 訳	金 額
		0
合 計		0

差引純資産	13,067,011
-------	------------

Ⅱ 監 査 報 告 書

東京地方税理士政治連盟規約第 2 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの会計を監査したところ正確かつ妥当なことを認めます。
令和 8 年 4 月 1 7 日

東京地方税理士政治連盟
会計監事 丸山 孝佳
会計監事 槇島 正雄



第 3 号議案 東京地方税理士政治連盟規約一部改正の件

Ⅰ 規約一部改正 (案)

東京地方税理士政治連盟規約を次のとおり改正する。

(改正理由)
当連盟の運営においては、社会情勢の変化や活動内容の多様化に伴い、現行規約に明示されていない組織再編などの重要事項について判断を求められる場面が生じることが想定される。
しかしながら、現行規約には、重要事項についての明確な規定がないため、判断過程の透明性や手続きの正当性を確保する観点から、意思決定の過程を明文化する必要がある。
本改正は、意思決定手続きの明確化及び組織運営の透明性向上を図ることを目的とする。以上の理由により、本条を新設する。

1 規約 改正新旧対照表 (案)

改正	改正案	現行	備考
	第 9 章 雑則 (規約に定めのない事項)	第 9 章 雑則	(新設)
	第 4 0 条 本規約に定めのない重要事項の内、会長が認めた事項については、正副会長幹事長会において協議のうえ、幹事会に諮問し決定する。		
	2 前項の正副会長幹事長会において協議のうえ、幹事会に諮問された重要事項の議決内容を公表する。		
附 則	この改正規約は、令和 8 年 8 月 5 日から施行する。		(新設)

第 4 号議案 令和 8 年度運動方針決定の件

Ⅰ 令和 8 年度運動方針 (案)

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

1 運動方針

本連盟は日税政の運動方針に則り、税理士の社会的地位の向上を目指すとともに、税理士会の施策実現に向けて、「県税政連と連携」「会員相互の団結」「税理士による後援会活動の活性化」を推し進めることで、挙会体制による政治力を強化し、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- (1) 多様化する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- (2) 申告納税制度の理念に立脚した公正で合理的な租税制度の確立
- (3) 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充
- (4) 社会の変動に対応した税政連の組織の強化並びに運動の確立

2 重点運動

上記運動方針に基づき、本連盟の目的を達成するため、国会その他政治機関との意思の疎通を図るとともに、税理士による後援会をはじめ、あらゆる機会を通じて日常の政治活動を行うこととし、更なる税理士制度発展のために次の重点運動を強力に推進する。

- (1) 令和 9 年度税制改正に対し納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- (2) 納税環境整備を始めとした公正かつ時代に対応した税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- (3) 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- (4) 税理士業務の無償独占と税理士会への強制入会制堅持のため並びに納税者の信頼に応え得る更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- (5) 税理士法改正に向けての議論を注視する。
- (6) 会務及び組織の活性化を図り、組織強化と財政確立のための強力な運動を行う。
- (7) 税理士の社会的地位向上に資するよう、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度・不服申立機関（第三者機関）及び審理員制度、地方独立行政法人制度、成年後見制度等の公益的業務への参入及び N P O 法人の支援に係る強力な運動を行う。
- (8) 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- (9) 公職選挙法及び政治資金規正法に係る諸問題について、適切に対処する。
- (10) 次期衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙への確に対応し、県税政連、税理士による後援会と連携して強力な運動を行う。

第 5 号議案 令和 8 年度組織活動方針決定の件

Ⅰ 令和 8 年度組織活動方針 (案)

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年度運動方針 (案) に基づき、各委員会において次の目標達成のための活動を強力に推進する。

1 政策委員会

- (1) 本年度運動方針 (案) に基づき、具体的政策を策定する。
- (2) 本連盟の長期的政策を検討する。
- (3) 税理士会における調査研究部との連絡調整を図る。

2 財務委員会

- (1) 本連盟の財政の健全化を図る。

3 組織委員会

- (1) 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- (2) 日税政及び県税政連との連絡調整を図る。
- (3) 会員の増強を積極的に図る。特に、社員税理士及び所属税理士の本連盟への加入促進を図る。
- (4) 県税政連の組織充実強化のための諸施策を支援する。
- (5) 税理士会における制度部との連絡調整を図る。
- (6) 研修会を開催する等諸施策を実施する。

4 国対委員会

- (1) 日税政が企画する国会対策活動に積極的に協力する。

- (2) 推薦国会議員等の懇談会を企画実施する。
- (3) 国会議員等への陳情活動を積極的に行う。
- (4) 推薦国会議員等に税政連活動への理解と積極的な協力をいただけるよう努める。

5 選対委員会

- (1) 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体的運動を実施する。
- (2) 選挙区毎に推薦候補者に対する積極的な応援運動を展開する。

6 広報委員会

- (1) 本連盟の機関誌を発行し情報の提供を行う。
- (2) ホームページの更新・管理を行い、積極的な情報発信を行う。
- (3) 日税政の機関紙の発行に積極的に協力し、本連盟の活動情報を適宜提供する。

7 後援会対策委員会

- (1) 税理士による後援会の組織及びその活動に関する諸施策を積極的に推進する。
- (2) 税理士による後援会に対する支援について協議し、諸施策を実施する。

第 6 号議案 令和 8 年度収支予算決定の件

Ⅰ 令和 8 年度収支予算書（案）

令和 8 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

収入の部 (単位：円)

科 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 分 担 金	30,696,000	25,455,000	5,241,000	(注 1) <内訳> 神奈川県税理士政治連盟 4,813 名 28,878,000 円 山梨県税理士政治連盟 303 名 1,818,000 円
2. 寄 付 金	1,721,600	1,769,100	△ 47,500	日本税理士政治連盟 助成金 1,721,600 円
3. 受取利息	10,000	5,000	5,000	
4. 事務受託収入	10,000,000	7,500,000	2,500,000	神奈川県税理士政治連盟より
5. 雑 収 入	3,830,000	3,460,000	370,000	広告掲載料 他
当年度収入合計	46,257,600	38,189,100	8,068,500	
前年度繰越金	12,141,761	13,717,034	△ 1,575,273	
収入合計	58,399,361	51,906,134	6,493,227	

支出の部 (単位：円)

科 目	令和 8 年度 予算額	令和 7 年度 予算額	差引増減	摘 要
1. 政治活動費				
(1) 組織活動費				
大会費	5,200,000	4,300,000	900,000	
会議費	2,400,000	1,000,000	1,400,000	
渉外費	2,000,000	2,300,000	△ 300,000	
国会対策費	100,000	50,000	50,000	
組織拡充費	150,000	150,000	0	
慶弔費	150,000	150,000	0	
文書印刷費	150,000	100,000	50,000	
通信費	100,000	100,000	0	
旅費交通費	1,000,000	750,000	250,000	
雑費	100,000	100,000	0	
小 計	11,350,000	9,000,000	2,350,000	

科 目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	差引増減	摘 要
(2) 選挙関係費 選挙対策費 小 計	1,300,000 1,300,000	1,500,000 1,500,000	△ 200,000 △ 200,000	(注2) (注3)
(3) 機関誌の発行 その他の事業費 広 報 費 小 計	4,300,000 4,300,000	4,200,000 4,200,000	100,000 100,000	
(4) 寄付・交付金 寄 付 金 交 付 金 小 計 計	6,289,200 700,000 6,989,200 23,939,200	6,359,200 600,000 6,959,200 21,659,200	△ 70,000 100,000 30,000 2,280,000	
2. 経常経費 (1) 事務所費 (2) 交 通 費 (3) 事務消耗品費 計	23,500,000 80,000 970,000 24,550,000	18,500,000 30,000 1,000,000 19,530,000	5,000,000 50,000 △ 30,000 5,020,000	
3. 60周年記念事業費 計	812,000 812,000	77,918 77,918	734,082 734,082	
4. 予 備 費 計	9,098,161 9,098,161	10,639,016 10,639,016	△ 1,540,855 △ 1,540,855	
当年度支出合計	58,399,361	51,906,134	6,493,227	
当年度収支差額	0	0	0	
次年度繰越金	0	0	0	

(注1) 神奈川県・山梨県税理士政治連盟からの分担金
6,000円×5,116(令和8.4.1現在) = 30,696,000円

(注2) 日本税理士政治連盟への分担金
1,200円×5,116名(令和8.4.1現在) = 6,139,200円
(実際には令和8.7.1現在の税理士会会員数で分担する。)

神奈川県税理士政治連盟
後援会設立助成金 50,000円×3件 = 150,000円

(注3) 山梨県税理士政治連盟 特別交付金 700,000円

第7号議案 大会決議採択の件

Ⅰ 大会決議 (案)

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する。

- 一、われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和8年8月5日

東京地方税理士政治連盟
第60回定期大会

賀詞交歓会



篠原 豪 衆議院議員



中西 健治 衆議院議員



坂井 学 衆議院議員



古川 直季 衆議院議員



鈴木 馨祐 衆議院議員



三谷 英弘 衆議院議員



笠 浩史 衆議院議員



田中 和徳 衆議院議員



後藤 祐一 衆議院議員



草間 剛 衆議院議員



沼崎 満子 衆議院議員



浅尾 慶一郎 参議院議員



牧山 ひろえ 参議院議員



三浦 信祐 参議院議員



三原 じゅん子 参議院議員



松沢 成文 参議院議員



脇 雅昭 参議院議員



上田 勇 参議院議員



黒岩 祐治 神奈川県知事



本村 賢太郎 相模原市長



渋谷 健 横浜市議員

東京地方税理士会共催 賀詞交歓会

令和 8 年 1 月 9 日 (金)

横浜ベイシェラトンホテル



東日本六税政連役員連絡協議会

「東日本六税政連役員連絡協議会」に出席して

4月14日（火）ホテルメトロポリタン仙台にて東日本六税政連役員連絡協議会に出席しました。今回の幹事は東北税理士政治連盟でした。

この日は東京駅にお昼に集合し、神奈川県の方々と東北新幹線で仙台に向かいました。鈴木晴東京地方税理士政治連盟会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長、中込公人山梨県税理士政治連盟会長を含め合計10名が参加しました。

この日のテーマは、（１）後援会活動の現況と課題（２）後援会活動の活性化のための対策 で前半に（１）休憩をはさみ後半に（２）について各单位税政連から報告発表がありました。

この協議会は事前に提出していたアンケートの回答に基づき進行されました。アンケート内容は（１）は○税理士による後援会数について○後援会総会の開催について○後援会会長役員の任期の規約取り決めについて○後援会会長代理代行の取り決めについて（２）は○後援会の会員募集について○同選挙区に複数の後援会が存在する場合の連盟の対応について○選挙区の後援会が非現職の場合の陳情について○同非現職の場合の連盟の取り決め、後援会規約の取り扱いについて 以上でした。

前半はタイムスケジュール通り、休憩後の後半は熱も入ってきたのか各連盟とも時間以上にお話しになられ、それだけ税政連に対する思いがあることがわかりました。東京地方税理士政治連盟の神奈川県連は収納率が令和7年度50%を切ってしまいました。今回の協議会を通じ後援会活動活性化が収納率を上げるためにも重要だと痛感しました。

最後になりますが、次回2年後の協議会は当東京地方税理士政治連盟が幹事になることと、協議後の懇親会も東北税政連・協同組合等が用意していただいた東北の銘酒を堪能し楽しめたこともご報告いたします。

（東京地方税理士政治連盟幹事長 辻泰二郎）



後援会だより

「税理士による中西けんじ後援会」 定期総会報告

11月14日（金）喫茶こっこ（横浜市鶴見区）にて「税理士による中西けんじ後援会」定期総会を開催した。総会には、辻泰二郎東京地方税理士政治連盟幹事長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長を来賓としてお迎えし、会員17名が出席した。

総会では、各議案が滞りなく承認され、今回の役員改選により、松江泰弘会長が名誉会長に就任し、会長に六槍勝明、幹事長に秋本晃伸が新たに就任した。

続いて、中西けんじ議員より政策課題について報告があり、経済対策や地域活性化、税制を取り巻く動向などについて、分かりやすく説明いただいた。

その後の懇親会では、中西議員と会員が、中小企業税制や地

域経済などについて活発な意見交換が行われ、終始和やかな雰囲気の中、会員相互の親睦も深まり、大変有意義な総会となった。

（後援会会長 六槍勝明）



「税理士による小泉進次郎後援会」 定期総会報告

11月29日（土）16時から横須賀セントラルホテル（横須賀市）に於いて「税理士による小泉進次郎後援会」の定期総会を開催しました。

鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長、税理士による菅義偉後援会の新井通夫幹事長のご臨席を賜り、議長の谷中英司後援会会長による進行で議案審議に入った。前年度の事業報告並びに収支報告を清水耕一幹事長が説明し、これらの議案について採決を諮ったところ満場一致にて承認可決された。

議案審議終了後、鈴木崇晴地区連会長、一ノ瀬裕神奈川県連会長にご祝辞を頂戴した。

その後、小泉進次郎議員が会場に到着され、先に行われた自民党総裁選挙についてのお話や、防衛大臣としての立場からの今後の国際情勢並びに国内の経済情勢など多岐に渡りご講演いただきました。

定期総会終了後の懇親会では、広瀬和幸後援会顧問の開宴の挨拶の後、新井通夫幹事長に

よる乾杯のご発声とともに和やかな歓談の時間となりました。

会食中も小泉進次郎議員は懇親会場の各テーブルを回られ、出席者の方々と活発な意見交換をしていただきました。三堀孝夫前地区連会長の中締めにより懇親会は盛会裏に終了しました。最後に会場外のロビーにて参加者全員で記念撮影を行いました。

（後援会幹事長 清水耕一）



「税理士による松沢しげふみ後援会」設立総会報告

税理士による松沢しげふみ後援会の設立総会を12月2日（火）に精養軒（川崎市中原区）にて開催した。松沢成文議員、鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長並びに田中秀拓神奈川県税理士政治連盟幹事長を来賓にお迎えし、川崎3支部より17名の発起人の出席のなか、瀧浪貫治発起人代表の挨拶ののち後援会規約の承認及び役員選任の議案が審議され、全会一致で可決承認された。

その後の懇親会では鈴木会長、田中幹事長のご挨拶ののち松沢成文議員から国政及び議員の活動状況の報告があった。また、松沢議員と後援会会員との懇談も活発に行われ、当後援会の門出にふさわしい日となった。

（後援会幹事長 吉内弘充）



「税理士による牧山ひろえ後援会」定期総会報告

年次総会は、税理士による政治的支援の一環として行われるもので、参議院議員・牧山ひろえ氏の活動を支える後援会の重要な年次行事です。

開催日は12月5日（金）で、金香楼（横浜市中区）にて実施されました。

当日は鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長のほか地区連、後援会の代表者等が出席し、牧山ひろえ議員の政策活動への理解と支援を深める場となりました。

牧山議員は立憲民主党所属で、神奈川県選挙区選出の参議院議員として、環境保護や平和政策、子育て支援などに注力しています。

このような後援会活動を通じ、税理士と牧山ひろえ議員の連携を強化し、税制や経済政策に関する意見交換の場として大変有意義で貴重な時間となりました。

（後援会幹事長 金井浩一）



「税理士による協雅昭後援会」設立総会報告

12月18日(木)金香楼(横浜市中区)において、「税理士による協雅昭後援会」の設立総会が開催されました。

当日は鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、辻泰二郎東京地方税理士政治連盟幹事長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長、田中秀拓神奈川県税理士政治連盟幹事長にご臨席を賜りました。

司会、議長の進行のもと、議事及び報告事項を行いすべての事項について承認可決させて頂きました。

これでめでたく「税理士による協雅昭後援会」のスタートです。

協雅昭議員からも「税は国家を形作るものであり社会全体の公平性と信頼を支える重要な制度です。現場で税務に取り組まれる税理士の先生方の専門性や実務でのご経験は、制度の質を高める上で欠かす事ができません。今後も率直なご意見、ご提案をお寄せ頂きより良い税制の実現に向けて尽くして参ります。」というお言葉を頂きました。

(後援会会長 甲谷隆和)



「税理士によるごとう祐一後援会」定期総会報告

3月20日(金)、厚木アーバンホテル(厚木市)に於いて、「税理士によるごとう祐一後援会」第17回定期総会を開催しました。当日はご来賓として、鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長、佐藤喜美男副会長、平塚支部から徳永宣明支部長、そして、ごとう祐一議員ご本人にもご臨席を賜り、春分の日(祝日)にもかかわらず、総勢15名ご出席のもと午後6時より総会を開催しました。遠藤哲也幹事長の司会により会長挨拶、ご来賓紹介ののち、第1号議案から第3号議案まで、いずれも原案通り可決承認された。

議案審議の後ご来賓よりご祝辞を頂き、また、ごとう議員からは総会直前に行われた第51回衆議院議員総選挙の結果報告や今後の選挙対策、国政について近況報告がなされた。

総会終了後は懇親会が開催され、ごとう議員自ら各テーブルをまわられ、与党大勝による今後予想される税制や国政にまつわる話題など、例年同様時間が足りないほど会員と熱心に様々な意見が交わされ、大変有意義な時間を過ごしたのち閉会となった。

(後援会会長 三橋正人)



「税理士による山中竹春後援会」設立総会報告

3月23日(月)、税理士会館2階ホール(横浜市西区)において、「税理士による山中竹春後援会」の設立総会が開催されました。

当日は、ご来賓として山中竹春横浜市長をはじめ、鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長にご臨席を賜りました。

【議案審議と役員選任】

総会は発起人・山下大輔会員による開会の辞で幕を開け、同じく発起人を代表して河内悟朗会員が設立の趣旨を説明しました。続いて、発起人の吉川徳男会員が議長を務め、議案審議が行われました。

審議では、役員人事案、後援会規約、事業計画および予算案が上程されました。規約案の一部において「地方公共団体の首長にふさわしい文言への変更」という提案があり、これらを修正の上、全議案が満場一致で可決・承認されました。これにより、会長に河内悟朗会員、幹事長に吉川徳男会員などの役員体制をもって本後援会が正式に発足いたしました。

【山中市長より謝辞と市政説明】

議案決議後、ご来賓の鈴木会長、一ノ瀬会長より祝辞をいただいた後、山中市長より謝辞が述べられま

した。市長からは「報道の件ではご心配をおかけしております。後援会の設立を大変光栄に感じており、今後は税理士の皆様と協力して市政に取り組んでいきたい」との力強いメッセージをいただきました。

引き続き行われた市政説明では、山中市長より、横浜市瀬谷区で開催される「国際園芸博覧会(花博)」の概要や、関内駅周辺の再開発事業について詳細な解説がなされました。特に花博に関する質疑応答では、会員との間で非常に活発な意見交換が行われ、市政への関心の高さが伺えました。

最後は盛況のうちに定刻を迎え、閉会となりました。

(後援会幹事長 吉川徳男)



「税理士によるまるたこう一郎後援会」設立総会報告

4月15日(水)、鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長を来賓にお迎えし、「税理士によるまるたこう一郎後援会」の設立総会を開催いたしました。

当日は、保土ヶ谷支部および大和支部から構成される後援会会員18名が出席するとともに、関竹晴県連保土ヶ谷支部長および清水紀行県連大和支部長が見守る中、各議案はいずれも承認可決されました。

まるたこう一郎衆議院議員からは、活動開始もなく設立された最初の後援会が、税理士による後援会であることについて、これまでのご支援へ感謝を述べられるとともに、今後も引き続きのご協力をお願いがあり、議員としての現況などについてもお話しがありました。

これを受け、後援会としても今後の活動を全力で支えていく決意を新たにいたしました。

そのほかにも貴重なお話を伺うことができ、大変意義深い設立総会となりました。

(後援会幹事長 清水洋洲)





「税理士によるくさま剛後援会」設立総会報告

4月20日（月）新横浜グレイスホテル（横浜市港北区）にて、鈴木崇晴東京地方税理士政治連盟会長、一ノ瀬裕神奈川県税理士政治連盟会長陪席のもと、税理士によるくさま剛後援会の設立総会を開催しました。

後援会設立にあたっての議案審議を無事に終えた後、懇親会の席上、議員より現在の国政活動報告、横浜市都筑区と川崎市宮前区という、全国で唯一政令市をまたぐ選挙区（神奈川19区）の動向や議員が党の推進特命委員会事務局長を務める2027横浜国際園芸博覧会（前売チケット販売

開始しています）についてのお話を頂戴しました。

総会列席者が緑支部、川崎北支部それぞれからの参加でしたので、短い時間でしたが懇親会で交流を深めました。

（後援会会長 五味雅彦）



国会議員税務支援視察

日税政より以下の文書が発出されたため、当連盟としても各後援会に内容を通知し、衆議院議員については、税務視察を控えて頂いた。

単位税理士政治連盟 会 長 様 幹 事 長 様		税政連 7 第 75 号 令和 8 年 1 月 13 日
		日本税理士政治連盟 会 長 足達 信一 幹事長 高澤 圭一 (公印省略)
衆議院議員選挙期間中の税務支援業務等の視察等について（お願い）		
表題の件について、令和7年12月26日付税政連7第71号「確定申告期における税務支援業務等の視察等について（お願い）」において、推薦議員等に対し、税務相談会場等の視察を依頼しましたところですが、現在1月23日に召集予定の通常国会冒頭に衆議院を解散し総選挙を行う可能性が浮上しているところです。 つきましては、解散・総選挙となりました場合、選挙期間中に衆議院議員選挙立候補者へ会場視察を依頼することはお控えください。		
		以上

後藤 斎（国民 山梨県）

1月30日（金） リッチダイヤモンド総合市民会館

1月30日に再選後初となる会場視察にお見えになりました。

税理士会が納税者に対して行う確定申告相談支援についての説明に対し、熱心に聞かれ、その必要性に理解を示されました。

令和7年分所得税確定申告については、基礎控除の改正や特定親族特別控除の新設などの税制改正があり、昨年に比べても申告手続きが複雑になっており、税理士会の確定申告相談支援の必要性が増していると述べておりました。

また、パソコンやスマートフォンによる電子申告が増えている現状について関心を持たれていました。来場されている納税者の数の多さに感嘆され、税理士会が確定申告相談支援を行っていることが、多くの納税者の手助けになっていることに深い理解を示され、税理士会の確定申告相談支援について、その必要性を実感されていました。



浅尾 慶一郎（自民 神奈川県）

2月4日（水） 大船学習センター

牧山 ひろえ（立民 神奈川県）

2月5日（木） 小田急相模原駅 ラクアルおださが4F

- ・予約制で混乱なく相談が進んでいる。
- ・外国人が多く来るようになっているはずだが、外国人担当の窓口が有っても良いのではないかと感じた。
- ・年配者に対して相談だけしたい方が沢山居るはずなので申告書の作成だけではなく、気軽に税の相談をする機会を作りたい。



税政連だより

東京地方税政連活動・神奈川県税政連活動

月日	摘要	会場	東京地方 税政連 活動	神奈川県 税政連 活動
1/7	東京税政連 令和 8 年新年賀詞交歓会	京王プラザホテル 5 階コン コードボールルーム	○	
1/8	自由民主党横浜市連新年賀詞交歓会	ローズホテル横浜	****	○
1/8	日税政 第 4 回正副会長・幹事会合同会議	参議院会館地下 1 階	○	****
1/8	日税連 賀詞交歓会	オークラ東京プレステージタ ワー 1 階	○	
1/9	東京地方税理士会共催 賀詞交歓会	横浜ベイシェラトンホテル	○	○
1/9	東京地方税理士会共催 賀詞交歓会 懇親会二次会	横浜ベイシェラトンホテル	○	****
1/9	神奈川県司法書士政治連盟 令和 8 年新年賀詞交歓会	ロイヤルホールヨコハマ 4 階 エリゼ	****	○
1/13	千葉税政連 令和 8 年新年賀詞交歓会・懇親会	オークラ千葉ホテル	○	****
1/13	公明党神奈川県本部 新年の集い（賀詞交歓会）	ロイヤルホールヨコハマ		○
1/16	山梨 令和 8 年度賀詞交歓会	アピオ甲府タワー館	○	○
1/16	地区連 第 1 回組織再編特別委員会	アピオ甲府タワー館	○	
1/16	北陸税理士会・協同組合・税政連 令和 8 年賀詞交歓会	ホテル日航金沢 4 階鶴の間	****	
1/21	関連諸機関連絡会議	税理士会館 8 階	○	○
1/21	神連 第 5 回推薦審査会	税理士会館 2 階ホール		○
1/21	地区連 第 5 回推薦審査会	税理士会館 2 階ホール	○	
1/22	地区連 第 2 回組織再編特別委員会	税政連事務局	○	
1/22	神連 第 6 回推薦審査会（書面決議）	書面決議		○
1/24	地区連 第 6 回推薦審査会（書面決議）	書面決議	○	
1/23	神奈川県社会保険労務士会 神奈川県社会保険労務士政治 連盟 令和 8 年賀詞交歓会	横浜ベイシェラトンホテル& タワーズ 4 階	****	○
1/26	神奈川県行政書士会・政治連盟・サポートセンター 令和 8 年賀詞交歓会	横浜ベイシェラトンホテル& タワーズ 5 階		○
1/27	第 5 1 回衆議院議員総選挙 激励訪問（B 班・C 班）	各推薦候補予定者事務所	○	○
2/2	第 5 1 回衆議院議員総選挙 激励訪問（A 班）	各推薦候補予定者事務所	○	○
2/2	第 1 1 回証票伝達式	税理士会館 8 階	○	○
2/2	地区連・神連 第 5 回組織委員会 小委員会	税政連事務局	○	○
2/3	神連 第 6 回財務通常委員会	税政連事務局		○
2/3	神奈川 18 区企業決起大会（日税政 安達会長 陣中見舞い）	HOTEL ARU KSP 3F ホール	○	
2/4	地区連 第 2 回 60 周年記念事業 特別委員会	税政連事務局	○	
2/4	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
2/5	全税共第 40 回記念全国統一キャンペーン 優績営業職員 表彰式・祝賀会	横浜ベイホテル東急	○	****
2/9	地区連 第 6 回財務通常委員会	税政連事務局	○	****
2/12	日税政 令和 7 年度事務局連絡会議	日本税理士会館	事務局	
2/12	税理士による協雅昭後援会 懇親会	萬珍樓 本店	○	○
3/2	第 1 2 回証票伝達式	税理士会館 8 階	○	○
3/2	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
3/19	地区連・神連 幹事長打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
3/19	地区連・神連 第 3 回正副会長幹事長会	税理士会館 5 階	○	○
3/20	令和 8 年自由民主党神奈川県支部連合会大会	ロイヤルホールヨコハマ		○
3/20	税理士によるごとう祐一後援会 第 17 回通常総会及び懇 親会	厚木アーバンホテル	○	○
3/22	相模原市長もとむら賢太郎 新春のつどい	小田急センチュリー相模大野	****	○
3/23	衆議院議員 中西けんじ 京浜政経セミナー	ロイヤルホール	○	○
3/23	税理士による山中竹春後援会設立総会	税理士会館 2 階ホール	○	○
3/23	地区連・神連 第 3 回会長・副会長（任所）・幹事長 打 ち合わせ会	税理士会館 5 階	○	○
3/23	地区連・神連 第 4 回正副会長幹事長会	税理士会館 5 階	○	○
3/23	地区連・神連 第 5 回幹事会	税理士会館 8 階	○	○

月日	摘要	会場	東京地方 税政連 活動	神奈川県 税政連 活動
3/24	参議院議員 あさお慶一郎 日本のヴィジョンを考える会	ホテルニューオータニ	○	○
3/27	東京地方税理士会 理事会		○	****
3/28	衆議院議員笠ひろふみ令和8年春の集い	ホテルモリノ新百合ヶ丘	○	○
4/1	地区連・神連 第1回 広報委員会	税政連事務局	○	○
4/1	地区連 第1回60周年記念事業 特別委員会	税政連事務局	○	
4/1	証票伝達式		○	○
4/6	地区連・神連 第1回財務通常委員会	税政連事務局	○	○
4/6	衆議院議員くさま剛ランチセミナー	憲政記念館 代替施設	****	****
4/6	衆議院議員鈴木けいすけを励ます会	ホテルルポール麴町	○	****
4/10	東京地方税理士会データ通信協同組合 春季ゴルフコンペ	相模原ゴルフクラブ	○	○
4/10	神奈川県司法書士政治連盟定時大会懇親会	神奈川県司法書士会館		○
4/13	参議院議員牧山ひろえランチョンセミナー	朝日ビル5階	○	
4/14	東日本六税政連役員連絡協議会	ホテルメトロポリタン仙台	○	****
4/15	税理士によるまるたこう一郎後援会設立総会	北京飯店大和本店	○	○
4/16	第1回 支部長支部幹事長会通常委員会・組織委員会通常委員会・財務委員会通常委員会・後援会会長幹事長会 合同会議 前段会議	税理士会館3階会議室	○	○
4/16	第1回 支部長支部幹事長会通常委員会・組織委員会通常委員会・財務委員会通常委員会・後援会会長幹事長会 合同会議 【懇親会設定】	税理士会館8階会議室	○	○
4/17	地区連・神連 会計監査	税理士会館2階ホール	○	○
4/17	地区連・神連 予算検討会議	税理士会館2階ホール	○	○
4/20	税理士によるくさま剛後援会（仮称）設立総会	新横浜グレイスホテル	○	○
4/22	株式会社税理士会館 春季親睦ゴルフ大会	相模原ゴルフクラブ	○	
4/24	日税政 第2回組織委員会	日本税理士会館10階ホールB	○	
4/24	神奈川県税理士政治連盟4支部合同講演会	平塚商工会議所3階 大ホール	○	○
4/26	甘利明氏旭日大綬章受賞を祝う会	センチュリー相模大野		○
4/27	東京地方税理士会 支部長会	税理士会館8階会議室	○	
4/27	衆議院議員笠ひろふみ政経懇話会	都市センターホテル	○	
5/1	証票伝達式	税理士会館8階会議室		○
5/8	会務打ち合わせ会	税政連事務局	○	○
5/8	地区連 第1回組織再編特別委員会	税政連事務局	○	
5/12	参議院議員 三原じゅん子 政経セミナー	ホテルニューオータニ	○	
5/17	座間市長との打合せ	相模大野	○	○
5/18	組織再編特別委員会 第1回政策委員会・第1回国対（議対）委員会 合同会議	税政連事務局	○	
5/18	衆議院議員さかい学を育てる会 in 横浜	横浜ベイシェラトン	○	○
5/19	東京地方税理士会 理事会		○	
5/19	組織再編特別委員会 第1回組織小委員会【三役会議】	税政連事務局	○	
5/19	黒岩祐治君を励ます会	ロイヤルホールヨコハマ	○	○
5/21	地区連・神連 第1回会長・副会長（任所）・幹事長 打ち合わせ会	税理士会館5階会議室	○	○
5/21	地区連・神連 第1回正副会長幹事長会	税理士会館5階会議室	○	○
5/21	地区連・神連 第1回幹事会	税理士会館8階会議室	○	○
5/25	参議院議員 三原じゅん子 懇話会	空海別邸	○	
5/27	神奈川県行政書士政治連盟定時大会 交流会	ロイヤルホールヨコハマ		○
5/28	神奈川県土地家屋調査士政治連盟定時大会懇親会	ロイヤルホールヨコハマ		○

山梨県税政連活動

月日	摘要	会場
1/ 9	東京地方税理士会賀詞交歓会	横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ
1/16	東京地方税理士会山梨県会・山梨県税理士政治連盟および 関連団体合同新年賀詞交歓会	アピオ甲府タワー館
1/16	推薦審査会	(書面決議)
1/20	中谷真一候補各種団体代表者会議	中谷真一事務所
1/22	大月支部賀詞交歓会	ハイランドリゾート ホテル & スパ
1/27	堀内詔子出陣式	堀内詔子事務所
1/27	中谷真一出陣式	中谷真一事務所
	【確定申告無料相談会視察】	
1/30	後藤斎参議院議員	リッチダイヤモンド総合市民会館
3/24	第 7 回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議	税理士会館
4/ 3	令和 7 年度期末監査	税理士会館
4/ 3	第 1 回財務委員会	税理士会館
4/ 9	第 1 回総会打合せ会	税理士会館
4/27	第 1 回正副会長正副幹事長会、幹事会、相談役等合同会議	税理士会館
5/10	赤池まさあき激励後援会	アピオ甲府タワー館
5/16	森屋宏決起集会	いちのみや桃の里 ふれあい文化館
5/25	自由民主党山梨県連政経セミナー	ジットプラザ

「税理士による推薦国会議員等及び後援会」名簿

令和8年4月20日
東京地方税理士政治連盟

衆議院

国会議員名	党 派	選 挙 区	会 長 (推薦人代表)	幹 事 長 (推薦人※5)	結成年月日
新田 章文	自 民	神奈川 2	(佐々木哲夫)	(新井通夫)	—
中西 健治	自 民	神奈川 3	六槍 勝明	秋本 晃伸	R 6.12.17
坂井 学	自 民	神奈川 5	山下 利徳	日下部 文映	R 5. 3.22
古川 直季	自 民	神奈川 6	齋藤 敏治	星野 友紀	R 4.11.14
鈴木 馨祐	自 民	神奈川 7	辻 泰二郎	國馬 春夫	H27. 5.11
三谷 英弘	自 民	神奈川 8	小池 誠一郎	平山 紀美子	R 3. 1. 5
笠 浩史	中 道	神奈川 9※1	吉内 弘充	川瀬 博之	H16. 1.11
田中 和徳	自 民	神奈川10	枝村 和道	池上 英嗣	H 8. 5.18
小泉 進次郎	自 民	神奈川11	谷中 英司	清水 耕一	H21.10.31
丸田 康一郎	自 民	神奈川13	鈴木 正和	清水 洋州	R 8. 4.15
あかま 二郎	自 民	神奈川14	小山 智祐	小形 剛央	H28.11.22
河野 太郎	自 民	神奈川15	守屋 和徳	城田 英昭	H 8. 6.17
後藤 祐一	中 道	神奈川16※1	三橋 正人	遠藤 哲也	H22. 1.22
牧島 かれん	自 民	神奈川17	槇島 正雄	石川 和俊	H27.11.11
山際 大志郎	自 民	神奈川18	大森 行雄	小笠原 輝昭	H26. 9.19
草間 剛	自 民	神奈川19	五味 雅彦	田中 良和	R 8. 4.20
中谷 真一	自 民	山 梨 1	入江 薫	鈴木 博之	H28. 4.18
堀内 詔子	自 民	山 梨 2	湯山 智治	清水 学	H27.10. 1
沼崎 満子	中 道	比例代表※2	(松永しのぶ)	—	—
原田 直樹	中 道	比例代表※2	(西山昌秀)	—	—

※1 比例南関東ブロックにて当選

※2 比例南関東ブロック単独立候補の為、後援会設立不可

参議院

国会議員名	党 派	選 挙 区	会 長 (推薦人代表)	幹 事 長 (推薦人※5)	結成年月日
浅尾 慶一郎	自 民	神奈川県	今林 千昭	大場 尚之	H11. 5.18
牧山 ひろえ	立 民	神奈川県	前田 信哉	金井 浩一	H21. 5.18
三浦 信祐	公 明	神奈川県	亀重 恵美子	西山 昌秀	H28. 5.17
三原 じゅん子	自 民	神奈川県	中村 泰宏	近藤 高司	R 5.12. 8
松沢 成文	維 新	神奈川県	瀧浪 貫治	吉内 弘充	R 7.12. 2
脇 雅昭	自 民	神奈川県	甲谷 隆和	大田 哲夫	R 7.12.18
永井 学	自 民	山 梨 県	若尾 和成	小林 茂幹	R 4. 9.26
後藤 斎	国 民	山 梨 県	小倉 恵一	田中 秀樹	R 7.11.21
上田 勇	公 明	比例代表	阿部 幸宣	松永 しのぶ	H21. 2. 3
片山 さつき※4	自 民	比例代表	—	—	H31. 3.22

※4 片山氏については、第26回参議院議員通常選挙(R4年)にて当選後も推薦しているが「東日本六税政連の税理士による後援会」として「東京税政連」が管轄している為会長等の記載はしない

県知事・市長

首長名	党 派	選 挙 区	会 長 (推薦人代表)	幹事長 (推薦人※5)	結成年月日
黒岩 祐治	無所属	神奈川県知事	原 清助	宮島 和比古	H25. 9. 5
長崎 幸太郎	無所属	山梨県知事	村松 滝夫	羽田 昭徳	H27.12.21
山中 竹春	無所属	横浜市長	河内 悟朗	吉川 徳男	R 8. 3.23
福田 紀彦	無所属	川崎市長	西山 裕志	江口 進	H27. 4.10
本村 賢太郎	無所属	相模原市長	鈴木 健司	村上 剛	H21.12.12

前(元)国会議員・支部長等

支部長名等	党 派	選 挙 区	会 長 (推薦人代表)	幹 事 長 (推薦人※5)	結成年月日
篠原 豪	中 道	神奈川 1	中山 捷彦	安彦 修	R 7. 5.13
菅 義偉	自 民	神奈川 2	佐々木 哲夫	新井 通夫	H 9.12. 4
阿部 知子	中 道	神奈川12	吉澤 陽子	宮治 千枝子	H28. 3.23
佐々木 さやか	公 明	神奈川県	芋川 広教	大崎 ケイ子	H25. 6.20
水野 素子	立 民	神奈川県	藤田 伸哉	橋爪 隆夫	R 6.11. 5
赤池 誠章	自 民	比例代表	石橋 秀樹	池田 善一	H19.11.17
千葉 修平	維 新	神奈川県	(瀧浪貫治)	—	—

※5 幹事長欄に ○ にて表記のある推薦人については、後援会設立時の幹事長候補として報告がある者を記載

第 60 回定期大会のご案内

令和 8 年 8 月 5 日 (水)

於 横浜ベイホテル東急

(横浜市西区みなとみらい 2-3-7)

I 神奈川県税理士政治連盟定期大会

13:00 ~ 14:35

II 東京地方税理士政治連盟定期大会

14:45 ~ 16:40

編集後記

今月 11 日から、サッカーのワールドカップが開幕しました。今回は出場国が 48 チームに拡大され、これまで以上の激戦とドラマが期待されます。日本代表はグループ F に入りました。オランダ、チュニジア、スウェーデンという世界の強豪たちと互角に渡り合えるのか、世界相手にどのようなサッカーを展開するのか。今からとても楽しみです。

またスポーツが盛り上がると、にわかに「サッカー大好きアピール」を始める政治家の先生方が増えるのも、4 年ごとの風物詩です。日頃の政策議論では意見が分かれる先生方も、この時ばかりは皆様仲良く日本代表を応援する姿はどこか微笑ましくもあります。今回の強豪揃いのグループ F を勝ち抜けば、永田町の先生方の「便乗ポスト」も最高に盛り上がるはずです。

我々も寝不足でのコンディション調整に気をつけながら、日本代表がグループステージという「過酷な法案」を無事に通過してくれることを願って、熱いエールを送り続けたいと思います。

(広報委員 井上幸大)

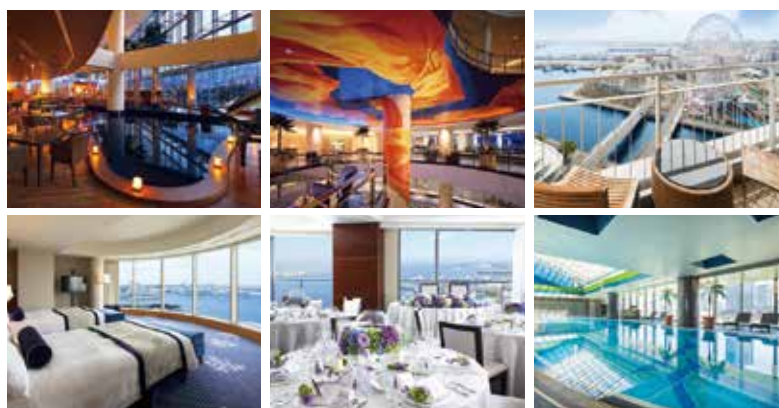


Welcome to “The Urban Oasis”

最上のくつろぎを湛えた

アーバンオアシスと呼ばれるホテル、『横浜ベイホテル東急』。

上質なやすらぎの空間、洗練された味、そして心を尽くしたおもてなしで
皆様をお迎えいたします。



THE YOKOHAMA BAY
HOTEL TOKYU

横浜ベイホテル東急 〒220-8543 横浜市西区みなとみらい2-3-7 みなとみらい線「みなとみらい駅」直結約1分



新構想

データ入力はもちろん、日々の“手作業”までも自動化!

JDL 業務自動化システム

「JDL業務自動化システム」は、入力業務の削減はもちろん、帳表の出力や提出など、これまで意識せずに行っていた日々の“手作業”までも自動化します。データ入力から帳表の出力・提出、さらに決算、税務、電子申告に至るまでを総合的に効率化することで、業務を標準化し属人化を解消。会計処理に追われる事務所から、税務に専念できる“税理士事務所”へ、新たな進化をもたらします。

「JDL業務自動化システム」で 会計事務所はこう変わる!

資料を無料で
差し上げます

データ入力はもちろん、日々の“手作業”までも自動化!

JDL 業務自動化システム

「JDL業務自動化システム」は、AI・OCRによる入力業務の削減はもちろん、帳表の出力や提出など、これまで意識せずに行っていた日々の“手作業”までも自動化します。データ入力から帳表の出力・提出、さらに決算、税務、電子申告に至るまでを総合的に効率化することで、業務を標準化し属人化を解消。会計処理に追われる事務所から、税務に専念できる“税理士事務所”へ、新たな進化をもたらします。

株式会社 日本デジタル研究所

データ入力はもちろん、日々の“手作業”までも自動化!

「JDL業務自動化システム」

仕訳入力

- ①データの導入は、従来の手入力よりも迅速で正確です。
- ②入力ミスや漏れがなくなり、正確な仕訳が作成されます。
- ③データの導入が完了後、自動的に仕訳が作成されます。

JDL 業務自動化システム

日々の業務から仕訳入力だけでなく、非資金取引の仕訳生成も自動化。
データの導入が不要に!

- 非資金取引の仕訳生成 (35,000円)
- 銀行口座振替の仕訳生成 (10,000円)
- 銀行口座振替の仕訳生成 (10,000円)

AI-OCRによる仕訳入力システム

「JDL業務自動化システム」は、AI・OCRによる入力業務の削減はもちろん、帳表の出力や提出など、これまで意識せずに行っていた日々の“手作業”までも自動化します。データ入力から帳表の出力・提出、さらに決算、税務、電子申告に至るまでを総合的に効率化することで、業務を標準化し属人化を解消。会計処理に追われる事務所から、税務に専念できる“税理士事務所”へ、新たな進化をもたらします。

帳表出力

- ①帳表の出力は、従来の手入力よりも迅速で正確です。
- ②入力ミスや漏れがなくなり、正確な帳表が作成されます。
- ③データの導入が完了後、自動的に帳表が作成されます。

帳表出力

- ①帳表の出力は、従来の手入力よりも迅速で正確です。
- ②入力ミスや漏れがなくなり、正確な帳表が作成されます。
- ③データの導入が完了後、自動的に帳表が作成されます。

顧問先への帳表提出

- ①帳表の提出は、従来の手入力よりも迅速で正確です。
- ②入力ミスや漏れがなくなり、正確な帳表が作成されます。
- ③データの導入が完了後、自動的に帳表が作成されます。

出力業務は
一発の指示で完了!

月次資料は
Webで即時提供!

「JDL業務自動化システム」は、AI・OCRによる入力業務の削減はもちろん、帳表の出力や提出など、これまで意識せずに行っていた日々の“手作業”までも自動化します。データ入力から帳表の出力・提出、さらに決算、税務、電子申告に至るまでを総合的に効率化することで、業務を標準化し属人化を解消。会計処理に追われる事務所から、税務に専念できる“税理士事務所”へ、新たな進化をもたらします。

- データ入力や手作業の自動化で、事務所全体の業務を効率化!
- 職員は単純作業から解放され、スキルアップ業務へとシフト!
- いち早い資料提供により、顧問先の満足度も向上!

スマートフォンからも簡単にお申し込みいただけます!



税理士に扮した新妻聖子さんが「JDL業務自動化システム」をご紹介します動画も公開中!

JDL

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 Tel.03-5606-3111 (大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

長年の信頼と実績

会計人に寄り添う 安心のサポート



電話サポート

専門オペレーターが無
料で何度でもサポート。

※通話料はお客様のご負担となります。



メンテナンス

全国にある営業所から
迅速に駆けつけ。

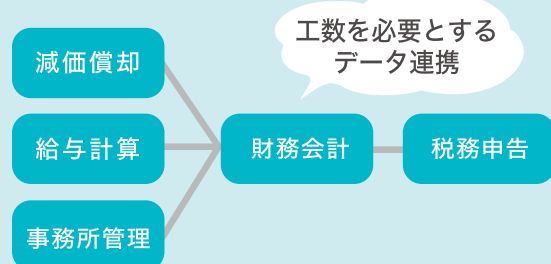


簡単データ移行

他社からの乗り換えで
も、移行作業スムーズ。



ICSの会計システムなら、スムーズなデータ連携で業務効率アップ！



インポートやエクスポートが面倒…



システムの垣根を気にせずデータ活用

自社一貫体制で安心の即時サポート

日本ICSは、財務・税務システムの開発・販売から保守にいたるまでトータルで提供する IT ベンダーです。長年培った経験と実績で、付加価値の高いサービスを提供しています。

ソフト開発・販売
実績年数

60年以上

会計事務所
導入実績

1万件以上



横浜営業所

〒220-0011 横浜西区高島 1-1-2
横浜三井ビルディング 15F TEL 045-225-9822

大阪本社

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 6-3-31
うえほんまちハイハイタウン 11F TEL 06-6773-3881

無料 資料請求受付中▶▶

業務効率化に迷ったら日本ICS までご相談ください！
各地弊社ショールームにて体験いただけます。詳しくはウェブサイトで！
<https://www.icsics.co.jp/>

日本ICS





経営者が“相談したくなる”会計事務所へ。
新たな経営支援ツール登場!



MJS × Hirameki 7

経営分析プラス



税理士とのコラボレーションにより生まれたAI機能搭載!



顧問先向けのレポート作成を
スピーディに!

- ・事前設定不要&ボタン1つでカンタン出力
- ・会計データと公的統計に基づき生成AIがコメントを自動作成
- ・AIコメントやグラフの色を自由に編集可能



月次AIレポート



年次AIレポート

営業利益・営業利益率推移



レポートの要約を
読み上げる動画も
自動で作成!



「ACELINK NX-Pro」から
「Hirameki 7」にかんたんに
会計データをアップロードできます



※ 経営分析プラスはACELINK NX-Pro 会計データの会計データを活用したサービスです。

Hirameki 7

今すぐ検索!

MJS ヒラメキ



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。東証プライム上場(証券コード:9928) Hirameki 7はMJSグループのトライベック株式会社が運営するサービスです。

横浜支社

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島1-2-5 横浜ゲートタワー16F TEL:045-226-3696

多くの関与先経営者が求めたもの。
それは、「月次決算」直後の「業績速報」でした。



（単位：千円）

項目	当期	前年比	計画	達成率	差異	計画比	前年同月	前年比	金額	前年比
売上高	164,707	100.0%	167,965	100.0%	1,727	100.0%	160,515	100.0%	6,417	104.1%
変動費合計	41,585	100.0%	41,585	100.0%	0	100.0%	41,585	100.0%	1,913	102.4%
粗利益	123,122	100.0%	126,380	100.0%	3,258	100.0%	118,930	100.0%	4,192	104.6%
人件費	2,881	100.0%	2,881	100.0%	0	100.0%	2,881	100.0%	105.7%	
他の固定費	1,081	100.0%	1,081	100.0%	0	100.0%	1,081	100.0%	98.5%	
固定費合計	3,962	100.0%	3,962	100.0%	0	100.0%	3,962	100.0%	1,016	104.6%
営業利益	119,160	100.0%	122,418	100.0%	3,258	100.0%	115,968	100.0%	3,192	104.6%
特別利益	113	100.0%	113	100.0%	0	100.0%	113	100.0%	0	100.0%
税引前当期純利益（減損）	119,273	100.0%	122,531	100.0%	3,258	100.0%	116,081	100.0%	3,192	104.6%

月次決算速報サービスの利用関与先社数が急増中！

物価や人件費、光熱費などの変化が激しい時代。
利益の確保に向けた固定費の見直しなど、
月次決算による意思決定の早期化が求められています。
そこで力になるのが、月次決算速報サービス。
「月次決算」直後の最新業績を社長のスマホで“見える化”。
外出先や出張先においても経営者のスマホにいち早く
最新の業績をお届けすることで、スピーディーな経営判断をサポート。
経営者の心強い相談相手である税理士の必須ツールです。



TKCの「クラウド会計ソフト」+「月次決算速報サービス」で中小企業をもっと元気に！

「原油価格高騰対策特別融資プラン」

かなしん グッドドライブ500

地政学リスクの高まりによる、原油・物価高騰をバックアップ！

ご利用いただける方	当金庫の会員となれる法人または個人事業主の方	ご融資金利	当金庫所定の利率(固定金利型)
お使いみち	運転資金・設備資金 ※不動産商品物件資金は対象外とさせていただきます	ご返済方法	毎月元金均等返済、元利均等返済、期日一括返済のいずれか
ご融資金額	500万円以内	手数料	●初めて当金庫でお取引いただく場合 新規事業性貸付手数料 11,000円(税込) 及び 新規貸付手数料 2,200円(税込) ●既に当金庫でお取引いただいている場合 新規貸付手数料 2,200円(税込)
ご融資期間	5年以内 ※制度融資利用の場合は制度の期間内までとさせていただきます。	条件変更手数料	期限延長 1件につき 11,000円 期限延長以外 1件につき 5,500円※繰上返済含む
担保	原則不要	その他	●お申込みに際しては所定の審査がございます。 審査の結果によりご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ●返済額の試算はお気軽に窓口にお申し出ください。 ●本商品はチラシのみのご案内となります。 ●店頭で説明書をご用意しております。 詳しくは本支店窓口までお問合せください。
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」の主旨を鑑み総合的に判断させていただきます。		
保証料	信用保証協会をご利用の場合、信用保証協会所定の保証料(保証料率:0.45%~2.20%)が必要となります。		
取扱期間	令和8年9月30日(水)まで		

地球も、社会も、人も、動き続ける。

生命体のようにゆらぎながら、時代は進む。

まちづくりからライフスタイル創造、そして環境先進へ。

絶えず進化してきた私たちは知っている。

未来は、人の想いで切り拓かれていくことを。

あふれる人財のエネルギーで、インパクトを起こそう。

一人の“好き”が、世界を動かすきっかけになる。

ディープテックやスペクタクルの躍動を、渋谷から世界へ。

GXビジネスは、環境と社会の未来をリードする存在へ。

地域の魅力はグローバルニーズと共鳴し、もっと豊かに。

さあ、クリエイティブなカルチャーで夢をカタチにしよう。

グループが描く多彩なグリーンの輝きは、

未来をつくるプレミアムな価値になる。

誰もが自分らしく輝ける未来へ

WE ARE GREEN

東急不動産ホールディングス

 東急不動産

 東急コミュニティー

 東急リバル

 東急住宅リース

 Navic 学生情報センター

 リエネ・エナジー

私たちは、まちづくりから再生可能エネルギー事業まで、多彩な事業を通じてプレミアムな価値創出に取り組んでいます。
グループ一丸となって「中期経営計画2030」を達成し、誰もが自分らしく、いきいきと輝ける未来の実現をめざします。

日税 M&A 総合サービス



「M&A」をはじめとして日税は、事業承継をトータルにサポートいたします！

企業

- ・ 経営計画作成
- ・ 組織再編
- ・ 事業再編
- ・ 補助金の活用
- ・ 会社分割

実行
(対応策)

親族内承継

- ・ 事業承継税制の活用コンサルティング
- ※ 認定経営革新等支援機関登録済み

詳しくは
二次元コードから



M&A (第三者承継)

- ・ 売却、買収支援
- ・ 買収後の統合支援 (PMI)
- ※ 「M&A 支援機関」登録済み

詳しくは
二次元コードから



MBO (従業員承継)

- ・ スキームの提案から資金調達支援まで

ホームページはこちら⇒



URL <https://nbs-nk.com>

ご相談は無料です。また、着手金・最低報酬は設けておりません。

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。

報酬自動支払制度は

インボイス制度対応
ネット受付口座振替サービス
開始!

【ネット口座振替サービスについて】
※ 本サービスはオプションです。※ 個人口座のみご利用可能です。
※ 対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様
1件から
利用可能

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

無料

口座振替請求手数料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

1,800円/月
5日と28日両方の振替日をご利用の場合、2,100円/月となります。

口座振替請求手数料

240円/件

※表示金額は消費税を含みません。

詳しい制度内容は、ホームページから！

報酬自動支払制度 検索



関与先様の集金は **My 集金NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など

定期・不定期を問わず1件からサポートします。



税理士協同組合
事務代行社

株式会社

日税ビジネスサービス

URL <https://www.nichizei.com/nbs/>



お問い合わせは

日税 M&A 総合サービス ☎ 03-3345-0600 (日税経営情報センター)

報酬自動支払制度 / My 集金NET ☎ 0120-155-551

不動産売買を ご検討中の関与先様を 日税不動産情報センターに ご紹介ください!

- ✓ 相続税納税のために不動産売却が必要
- ✓ 資産整理のために売却したい
- ✓ 一棟マンション・アパートが老朽化して空室が目立つ、修繕する資金がない
- ✓ 遊休不動産を売却したい
- ✓ 不動産共有解消のため売却したい・・・など

その他にも...

相続不動産の
対策

財産評価
サポート

事業承継不動産
M&A

価格査定
調査

相談無料 お気軽にご相談ください。

※案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

税理士協同組合指定会社

株式
会社

日税不動産情報センター 横浜支店

お問い合わせは **TEL.045-262-1551**

〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4丁目
106番地 税理士会館1階



日税グループ

日税ホールディングス 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 日税共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター 日税Doitプランニング 日税信託

東京地方税理士協同組合に 是非ご加入ください

東京地方税理士協同組合は

1. 組合員等の社会的地位の向上と福利厚生の実施を図る
2. 提携企業との共存共栄を図る
3. 税理士会に貢献する

を基本方針として、税理士会では行うことのできない各種収益事業等を行っております。これらの事業で得た収益は、税理士会との共同事業、ご協力をいただいた支所への交付金として、また組合員等への福利厚生事業等として還元しております。



組合員・準会員 加入のメリット①

組合への加入は、出資金(準会員は預り金)10,000円のみ。

会費は一切ありません。

- ★各種厚生事業の参加・優良図書の割引購入・税務手帳等の無料配付
- ★協同組合利用券の配付※
- ★横浜スタジアムの野球観戦・東京ディズニーリゾート等へ抽選でご招待
- ★慶弔規程による慰労金制度など

※協同組合利用券は、ブックマートや研修会などにご利用いただける券であり、組合員・準会員への還元として、年により配付しております。

過去実績：平成28年度以降、毎年配付



提携企業先への情報提供のメリット②

- ★提携企業への関与先紹介により成約に至った際には、所定の手数料をお受け取りいただけます。
- ★小規模企業共済・中小企業倒産防止共済にご加入(関与先を含む)いただいた際には、ギフトカードを贈呈いたします。
- ★あんしん財団へ関与先等のご紹介をいただき、ご加入いただいた際には、ギフトカードを贈呈いたします。



提携生保各社への関与先紹介カード・税理士代理店登録のメリット③

- ★紹介カードを提出いただくと、ギフトカードを贈呈いたします。また、契約が成立しましたら、さらにギフトカードを贈呈いたします。
- ★代理店登録をされた場合は、新規代理店登録者と紹介者の方にギフトカードを贈呈いたします。保険契約成立時には、各生命保険会社より代理店手数料をお支払いいたします。

組合の各種事業については、ホームページをご覧ください。

<https://www.tochizeikyo.com/>

お問合せ先：東京地方税理士協同組合事務局 TEL045-243-0551



東京地方税理士協同組合

「団体定期保険・総合医療保険」

令和8年度 シンプルキャンペーン

キャンペーン期間
令和8年4月1日～令和9年1月31日

○支所(支部)表彰基準

支所目標達成に応じて、報奨金を交付。詳細は、協同組合事務局へお問合せください。

○加入協力者表彰基準(契約成立が該当条件)

団体定期保険

- ▶ 未加入の新規事業所を紹介した税理士に1万円の商品券を贈呈。
- ▶ 既加入事業所からの新規加入者及び増額加入者を紹介した税理士に5千円の商品券を贈呈。

総合医療保険

- ▶ 未加入の新規事業所を紹介した税理士に1万円の商品券を贈呈。
- ▶ 既加入事業所からの新規加入者を紹介した税理士に5千円の商品券を贈呈。

(注) 加入事務所が複数の事務所から紹介を受け、4～翌1月で複数回加入した場合、最初の紹介事務所が表彰基準に該当。
※保険募集上のコンプライアンス違反があった場合は、表彰の対象外となります。

団体定期保険

【ご加入者】東京地方税理士協同組合共済会

- 当共済会の正会員、およびその事務所に勤務する役員・従業員（正会員の家族専従者も含む）
- 当共済会の正会員の配偶者とお子さま
- 当共済会の準会員で税理士の資格を有する者、およびその事務所に勤務する役員・従業員
- 当共済会の準会員で税理士の資格を有する者の配偶者とお子さま

※ 配偶者・お子さまのみのご加入はできません。

※ 配偶者・お子さまの保険金額は、ご本人と同等かそれ以下でお選びください。

**24時間保障
簡単な手続き
配当金を還元**

業務上・業務外を問わず保障
ご加入の際は健康状態についての告知が必要
1年ごとに当団体のみで収支計算を行い剰余が生じた場合は、配当金として還元（配当金が0となる場合もあります）

◎委託保険会社および委託割合（2025年5月現在）

大同生命【事務幹事会社】（83.33%） 日本生命（15.30%）

明治安田生命（1.21%） ジブラルタ生命（0.12%） 第一生命（0.04%）

※記載の委託保険会社および委託割合は2025年5月のものであり、契約者（東京地方税理士協同組合共済会）の決定により、保険期間中であっても変更となる場合があります。

◎ご加入に際しては、所定のパフレット（契約内容重要事項記載資料）を必ずご覧下さい。

総合医療保険

保険の特徴

1. ケガや病気等による1泊2日以上継続入院、手術等まで幅広く保障。
2. 1回の入院に対する支払限度日数は124日（通算で1,095日）となります。
3. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
4. 入院給付金日額は、3,000円から10,000円まで千円単位で選択できます。
5. 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込手続きです。
6. 団体保険としての割引が適用された保険料です。

※ 同一事務所で事業所加入型と個人加入型の併用取扱いはできません。

事業所加入型 配偶者・子どもは加入することはできません。

個人加入型 配偶者・子どものみで加入することはできません。配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、子どもは本人（配偶者が加入している場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

【事務幹事会社】 日本生命

◎ご加入に際しては、所定のパフレットに記載の「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご加入のみなさまへ」・「正しく告知いただくために」等の重要事項を必ずお読みください。

（お問合せ先） 東京地方税理士協同組合事務局 TEL 045-243-0551

税理士事務所ならではの人材採用の課題を解決！

税理士事務所の「会計パート派遣」

簿記の有資格者や経理・会計事務の実務経験者など、
即戦力となる人材が
仕訳入力、月次・年次決算、給与計算、確定申告など、
希望に応じて幅広い業務をしっかりサポート！



マイシフトとは、エンプロが提供する
パートタイム派遣のブランドネームです

エンプロの人材サービスが、繁忙期の
人員補充・人材不足の解消など様々なニーズにお応えします！



**期間の
選択可**

繁忙期間、
産休育休期間etc
人材が不足する時のみ
の期間限定もOK



**日数の
選択可**

月末月初のみ、
毎週2日～3日etc
週1日から日数を設定
できます



**時間の
選択可**

9:30～15:30、
9:00～13:00 etc
1日3時間から時間を
設定できます



**テレワーク
選択可**

完全在宅のほか、在宅
と出社を組み合わせた
ハイブリッドな勤務
形態も可能です



**直接雇用
切り替え可**

派遣採用後、一緒に
業務を行いながら、
人物面・スキル面を
見極めて直接雇用
に切替えOK

サービス内容

業務ボリュームに合わせ、時間や日数をフレキシブル
に設定できる「パートタイム派遣」、通勤制限のない
「テレワーク派遣」、正社員や契約社員などの直接雇
用を目的とした人材紹介・紹介予定派遣など幅広く
人材サービスを提供しています。

組合員・準会員様 提携割引・特典

料金表より **3%割引**

(毎月のご請求金額より値引き調整)

人材派遣の場合には人材派遣料金の**3%**、
人材紹介の場合には紹介手数料料金の**3%**が割引となります。

※提携特典のご利用にあたり、先生の
税理士登録番号とお名前を確認させていただきます。

特徴

エンプロの派遣スタッフの強みは、既婚女性(キャリアママ)が中心で、実務経験と社会経験が豊富な
人材が数多く登録しております。登録時の面接ではビジネスマナーやPCスキルのテスト、職務内容の
確認、人物面も含めた総合的な評価を行っております。また、派遣スタッフ向けに会計事務やExcelの
基礎研修を行うなど教育にも力を入れています。一旦、派遣社員として採用し、スキルや人物面をご確
認いただいた上での直接雇用転換も可能なため、ご採用の選択肢の1つとしてもご利用いただけます。



資料請求・料金表のお問い合わせ **TEL 0120-974-168**

エンプロ

検索

エンプロ 株式会社 東京オフィス 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル2階(225B)

